

## 令和元年度第 10 回安塚区地域協議会次第

日時：令和 2 年 1 月 21 日（火）午後 7 時

場所：安塚区総合事務所 3 階 301 会議室

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 協 議

- (1) 地域活動支援事業活動報告会について 資料 No. 1
- (2) 令和 2 年度地域活動支援事業（安塚区）について 資料 No. 2
- (3) 安塚区地域協議会としての審議内容について

### 4 報 告

- (1) 総合事務所の時間外受付の見直し概要等について 資料 No. 3

### 5 その他

- (1) 次回開催 令和 年 月 日（ ）午後 時 開会

### 6 閉 会

令和元年度地域活動支援事業活動報告会（案）

- 1 実施方法 今年度、地域活動支援事業を活用して事業を実施した全ての団体（9 団体）から活動内容を報告していただく。（事業が終了していない団体については、途中経過の報告）  
①説明、質疑を含めての持ち時間 1 団体 \_\_\_\_分※昨年度 10 分  
②順番は提案書の受付順
- 2 日 時 令和 2 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日（ \_\_\_\_ ） \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分から  
※昨年度：平成 31 年 3 月 2 日（土）  
午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで
- 3 会 場 安塚コミュニティプラザ 3 階大会議室
- 4 内 容
  - ・開会の挨拶
  - ・活動報告会
  - ・令和 2 年度地域活動支援事業について
  - ・閉会の挨拶
- 5 進 行 \_\_\_\_\_ 委員
- 6 参加者
  - ・実施団体
  - ・町内会長、自治会長
  - ・区内各種団体※来年度の地域活動支援事業についての説明も行うため、実施団体以外にも周知する。

地域活動支援事業に係る課題等について（集計後）

1 制度全般について

- ・現状でよい。

2 安塚区の採択基本方針について

- ・現状でよい。

3 プレゼンテーション・採点・審査方法について

- ・現状でよい。

4 その他全体に係る課題、改善点等

- ・地域活動支援事業は、本質的に「地域にとってのプラス面」を自主的に創造していくのが理想だと思っていたが、現実的には「マイナス面の補填」として機能しているように感じる。
- ・事業費について町内会等はそれなりの資金は準備可である。一方自主活動団体からの申請、提案が少ないのが残念。
- ・活動に備品購入等を伴うものは、継続的に活用する提案書であるため、計画どおりの事業検討が必要。
- ・提案団体の固定化が見受けられ、PR方法の検討が必要。

## 令和2年度 上越市地域活動支援事業（安塚区）について【検討事項】

## 1 スケジュール

項 目	令和元年度	令和2年度（予定）
①事前告知 （活動報告会の周知を含む）	2月中旬	2月中旬
②事前相談の周知 （班回覧）	3月1日（金）	3月1日（日）
③事前相談	3月1日（金）～29日（金）	3月2日（月）～31日（火）
④募集要項の配布 （全戸配布、防災行政無線）	4月1日（月）	4月1日（水）
⑤事業の募集期間	4月1日（月）～4月25日（木） 正午まで	4月1日（水）～4月28日（火） 正午まで
⑥プレゼンテーション	5月21日（火）	5月19日（火）
⑦地域協議会（審査）	5月23日（木）	5月21日（木）

## 2 追加募集

令和元年度	令和2年度
2次募集までとする	

## 3 採択方針に関する事項

令和元年度	令和2年度
<p><b>【安塚区地域自治区の採択方針】</b></p> <p><b>(1) 優先して採択する事業</b></p> <p>安塚区における豊かな地域資源を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、安塚区地域活動資金については地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <p>①行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業</p> <p>②地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の活性化に資する事業</p> <p>③過疎対策、少子高齢化対策に資する事業</p> <p>④中山間地域の活性化に資する事業</p> <p>⑤克雪・利雪・親雪に資する事業</p> <p>⑥良好な景観づくりに資する事業</p> <p>⑦ごみの分別・リサイクル推進、環境保全に資</p>	<p><b>【安塚区地域自治区の採択方針】</b></p> <p><b>(1) 優先して採択する事業</b></p>

<p>する事業</p> <p>⑧防災力の強化、消防団・自主防災組織等の活性化に資する事業</p> <p>⑨安全安心のまちづくりに資する事業</p> <p>⑩教育・文化・スポーツの振興に資する事業</p> <p>⑪上記のほか、安塚区の喫緊の課題解決、活力の向上に資する事業</p> <p><b>(2) その他の事業</b></p> <p>優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。</p>	<p><b>(2) その他の事業</b></p>
<p><b>【補助率・補助金額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助率は原則補助対象経費の100%とする。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額を上回る場合や、事業内容、事業ごとのバランス等の理由により、補助率・補助金額を調整する場合があります。</li> <li>補助金額は1件5万円以上、上限おおむね100万円とし、1万円単位で助成する。</li> </ul>	<p><b>【補助率・補助金額】</b></p>
<p><b>【審査基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通審査基準の委員全員の平均点が15点に満たない場合は不採択とする。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額に満たない場合は、平均点が15点に満たない事業であっても採択する場合があります。</li> </ul>	<p><b>【審査基準】</b></p>
<p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>募集期間中についても、応募・事業提案に係る相談を受け付けるものとする。</li> <li>審査については公開を原則とする。</li> <li>提案者によるプレゼンテーションを行う。</li> <li>事業終了後、実施団体による地域活動支援事業活動報告会を行う。</li> <li>防犯灯のLED整備事業は補助対象としない。</li> <li>提案団体の代表が地域協議会委員の場合、採択に係る審査の段階で協議には参加できるが、採点は行わない。</li> </ul>	<p><b>【その他】</b></p>

## 令和2年度 【安塚区】

## 上越市地域活動支援事業 審査・採択の基本的なルールについて（案）

## 1. 審査の基本的なルール

## (1) 提案事業の審査を行う委員

- ・審査を行う委員は、会長・副会長を含む全地域協議会委員とする。
- ・ただし、提案団体の代表者が委員である場合は、採択に関する協議に参加できるが、採点者にしない。

## (2) 委員による提案内容の確認

- ・事務局は事業募集終了後、「地域活動支援事業提案書受付一覧」を作成し、申請者による「事業提案書」とともに委員に送付する。
- ・委員は提案書の内容を確認し、疑問点等を整理し、プレゼンテーションを受けた上で質疑する。

## (3) プレゼンテーションの実施

- ・提案者によるプレゼンテーションを実施する。
- ・提案者は提案内容を説明した後、委員からの質疑に応える。
- ・各提案団体の持ち時間は、説明・質疑を含めて10分程度とする。

## (4) 委員による審査・採点

- ・プレゼンテーション終了後、委員は送付された資料等の内容を踏まえて、基本審査、優先採択方針との適合性（「適合する・適合しない」の別を記入する形式）の判断と共通審査項目の採点を行う（基本審査で「適合しない」とした事業は採点を行わない）。
- ・委員による採点結果は、事務局への「採点票」の提出をもって確定する。

## 安塚区の採点方法

- ・審査は、「採点票」に基づき、書類により行う。
- ・基本審査欄は、「適合する・適合しない」をチェックする。
- ・基本審査で「適合しない」とした委員は、当該事業の審査項目の採点を行わない。また、「適合しない」とした理由を必ず記載する。
- ・採択方針との適合性について、「適合する・適合しない」をチェックする。
- ・審査項目の審査基準ごとに5段階で評価する。
- ・審査基準ごとの評価を踏まえて、採点（1点から5点の範囲）を行う。
- ・2点以下の採点をした場合、その他の特記事項に劣っている理由を記入する。

## 配点の目安

5点…優れている	4点…やや優れている	3点…普通
2点…やや劣っている	1点…劣っている	

## (5) 審査結果の集計

- ・事務局は、提案事業ごとに採点票の結果を集計し平均点を算出する。
- ・基本審査で「適合しない」とした事業も平均点を算出する際は点数を0点として取扱い、その採点者を割り返す人数に加える。

## 2. 採択の基本的なルール

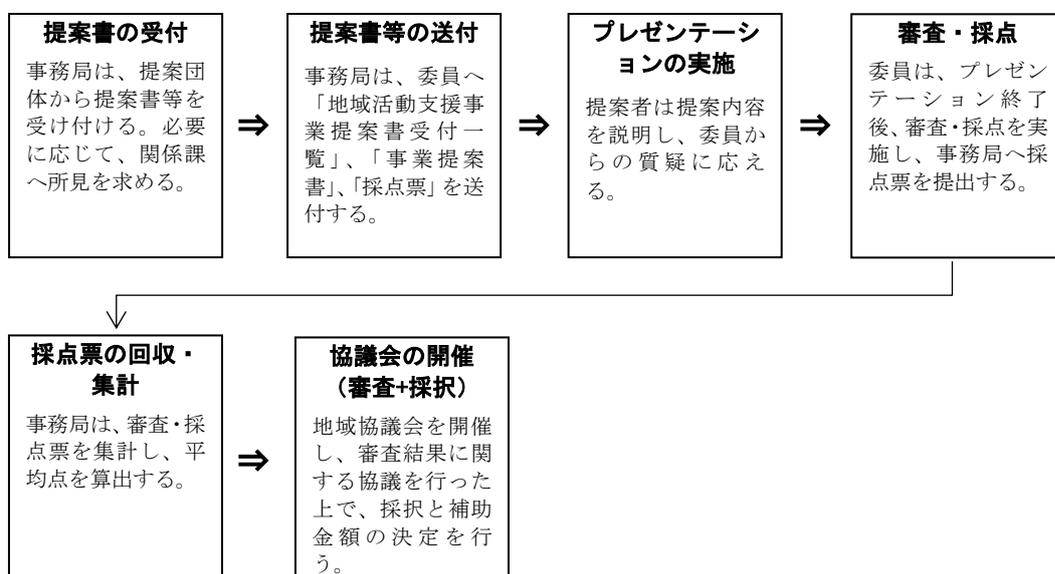
### (1) 採択事業の検討

- ・ 審査結果が確定した後、地域協議会を開催し採択の可否を協議する。
- ・ 提案事業は、共通審査基準の採点合計の平均点が 15 点に満たない場合は不採択とする。
- ・ ただし、採択事業の補助金額総額が配分額に満たない場合は、協議によって 15 点未満でも採択できる。この場合、劣っている部分の改善を条件とする。

### (2) 補助額の検討

- ・ 補助率は原則 100%とする。ただし、補助金の総額が配分額を上回る場合や、事業内容等により補助金額や補助率を調整する。
- ・ 補助金額は 1 件 5 万円以上、上限をおおむね 100 万円までとする。

### <参考>ながれ（イメージ）



※地域活動支援事業に係るプレゼンテーション・審査は、原則公開です！

1. 採点対象

事業名	△△地区高齢者いきいき支援事業
提案者名	△△地区活性化協議会

2. 採点内容

(1) 基本審査

基本審査内容	左記基準との適合性
・地域活動支援事業の目的と合致しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない
適合しない理由	

※適合しないとした場合、必ず理由を記入してください。

(2) 地域自治区の採択方針

当区の「優先採択方針」	左記方針との適合性
<p><b>1 優先して採択する事業</b>                  安塚区における豊かな地域資源を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、安塚区地域活動資金については地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <p>①行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業                  ②地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の活性化に資する事業                  ③過疎対策、少子高齢化対策に資する事業                      ④中山間地域の活性化に資する事業                  ⑤克雪・利雪・親雪に資する事業                                      ⑥良好な景観づくりに資する事業                  ⑦ごみの分別・リサイクル推進、環境保全に資する事業                  ⑧防災力の強化、消防団・自主防災組織等の活性化に資する事業                  ⑨安全安心のまちづくりに資する事業                                  ⑩教育・文化・スポーツの振興に資する事業                  ⑪上記のほか、安塚区の喫緊の課題解決、活力の向上に資する事業</p> <p><b>2 その他の事業</b>                  優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない

(3) 共通審査基準

※採点は、1点から5点の5点満点です。

審査項目	審査基準	評価欄			採点欄
		優	普	劣	
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	①	_____	_____	5
		①	_____	_____	
②必要性	・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。	①	_____	_____	5
		①	_____	_____	
③実現性	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。	①	_____	_____	4
		①	_____	_____	
④参加性	・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか。	①	_____	_____	2
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。	①	_____	_____	4
		①	_____	_____	
合計					20

\* 採点は整数で行ってください。

(4) その他特記事項

新規事業であり、今後の会の発展性に期待ができる事業であると思う。 ④参加性については、対象者が高齢者ということもあり、会場周辺の住民のみの参加となると思う。
---

※事業に関するご意見のほか上記の審査項目において2点以下の採点をした場合、必ず理由を記入してください。

平成30年度の見直しにおいて「運用の精査で対応」等とした事項についての状況把握調査

NO.	項目	回答又は参考情報
1	地域協議会名	・ 区地域協議会
2	見直し対象の項目について	
	(1) 地域課題の解決に向けた採択方針の精査について	
	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	
	②対応の理由	
	③上記を踏まえての課題や今後の検討事項	
	(2) 提案団体の自立化に向けた取組について	
	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	
	②対応の理由	
	③上記を踏まえての課題や今後の検討事項	
	(3) 新規案件の掘り起しに向けた取組について	
	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	
	②対応の理由	
	③上記を踏まえての課題や今後の検討事項	
	(4) ソフト活動を支援の主な対象と考える基準の明確化について	
	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	
	②対応の理由	
	③上記を踏まえての課題や今後の検討事項	
	(5) 追加募集実施に当たっての基準について	
	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	
	②対応の理由	
	③上記を踏まえての課題や今後の検討事項	
	(6) 提案団体と関わりの強い委員による審査関与について	
	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	
	②対応の理由	
	③上記を踏まえての課題や今後の検討事項	
3	その他	
	○自由記述	

平成30年度の見直しにおいて「運用の精査で対応」等とした事項についての状況把握調査

資料№2-5

NO.	項目	記載例
1	地域協議会名	・〇〇区地域協議会
2	見直し対象の項目について	
	(1) 地域課題の解決に向けた採択方針の精査について	
	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	審査・採択の際に、地域協議会の中で〇〇区にとって必要な事業を考慮しながら審査した結果、〇〇に資する事業が採択された。
	②対応の理由	昨年度の見直しにおいて、一律の基準設定に支障があったことによるもの。
	③上記を踏まえての課題や今後の検討事項等	〇〇区の課題解決や活力向上に資する事業を採択できていると考えるため、今後も審査時に真摯に対応していく。
	(2) 提案団体の自立化に向けた取組について	
	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	提案事業が一過性の取組とならないよう、団体からのヒアリングの際に、来年度からの活動状況について確認した。
	②対応の理由	団体ごとに事情が異なることから一律の基準を設定せず、提案事業の審査時に案件ごとに内容を精査していくこととしたもの。
	③上記を踏まえての課題や今後の検討事項等	来年度も一律の基準は設定せず、提案事業ごとに内容を確認することとしているが、例えば地域活動支援事業を活用した後、自立して活動を行っている団体を地域協議会だよりで取り上げるなど、各団体の自立化に向けた働きかけを行っていく。
	(3) 新規案件の掘り起しに向けた取組について	
	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	地域協議会だよりや総合事務所だより、防災行政無線等の幅広い媒体で区内に広く周知を行った。特に地域協議会だよりでは、採択結果を掲載するだけでなく、事業の実施後に団体から活動内容を寄稿してもらうなど、内容を工夫した。
	②対応の理由	昨年度の見直しで一律の基準設定はしないこととしたため、周知等に力を入れたことによるもの。
	③上記を踏まえての課題や今後の検討事項等	毎年、新規案件が提案されているため、来年度も統一的な基準設定は行わない予定である。今後も効果的な周知方法や相談体制の強化を図ることで、新規案件の掘り起しにつなげていく。
	(4) ソフト活動を支援の主な対象と考える基準の明確化について	
	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	活動に伴う備品の購入について、地域協議会のプレゼンテーションの中で提案団体に活用する方法等を確認し、レンタルで対応できないかどうかを確認した。
	②対応の理由	事業実施のために必要な備品等は事業内容や活動団体によって異なることから、プレゼンテーションで案件ごとに確認することとしたもの。
	③上記を踏まえての課題や今後の検討事項等	活動に必要なと思われる備品について委員ごとの共通認識が異なり、審査に時間を要したため、審査前に共通認識を図る必要がある。
	(5) 追加募集実施に当たっての基準について	
	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	当初募集の審査が終了した段階で新規案件が〇件あったことから、協議の結果、新規案件の掘り起しが充分になされていると結論づけ、不要不急な事業への補助とならないよう追加募集を実施しなかった。
	②対応の理由	当初募集の審査終了後に、採択状況や配分額の残額等に応じて協議・決定することとしたもの。
	③上記を踏まえての課題や今後の検討事項等	年度替わりで役員が交代するなどの要因により、年度当初の募集期間に間に合わなかった団体があつたため、地域団体等の状況も考慮する必要がある。
	(6) 提案団体と関わりの強い委員による審査関与について	
	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	事業の採択に当たり、審査前に地域協議会で十分協議して、各委員の審査への関与の可否を確認した。
	②対応の理由	現状の取扱いを維持することとしたため。
	③上記を踏まえての課題や今後の検討事項等	これまでも各委員は公平に審査しており、不都合は生じていないため、今後も現状の対応を継続していく。
3	その他	
	○自由記述(補足等)	

※ 赤字(ゴシック体)が例として記載した事項

# 私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 平成31年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮って御応募ください。



## ■募集期間

**平成31年4月1日(月)から4月25日(木)正午まで(必着)**

## ■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

※上記のほか、防犯灯のLED整備事業については、市の補助事業を活用するものとし、安塚区では地域活動支援事業の補助対象となりません。

## ■支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

### <ポイント！>

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
  - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送料等）
  - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
  - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
  - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
  - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
  - ⑥ その他対象とすることが適当でないとして市長が認めた経費
- ・ 平成 32 年 3 月 31 日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、安塚区総合事務所に実績報告書を提出してください。

## ■補助金額

# 《安塚区の予算（配分額）》 520万円

- ・ 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・ 安塚区の補助率は原則補助対象経費の 100%です。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額を上回る場合や、事業内容、事業ごとのバランス等の理由により、補助率・補助金額を調整する場合があります。
- ・ 安塚区においては、補助金額は 1 件 5 万円以上、上限おおむね 100 万円とします。

### <ポイント！>

- ・ 補助金の額は 10,000 円単位（10,000 円未満の端数は切り捨て）とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

## ■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、安塚区総合事務所に持参してください。

### <ポイント！>

- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、提案を予定している総合事務所、まちづくりセンターへ事前に御相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ 事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及び Q & A は、安塚区総合事務所の窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

## ■提案事業の審査と決定

- ・ 地域自治区ごとに、地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、プレゼンテーション（審査に先立ち行われる応募者による事業説明）を行います。
- ・ 審査は次の視点をもとに行います。
- ・ 実施された活動内容を発表していただく地域活動支援事業活動報告会を行います。

## (1) 安塚区の採択基本方針

### (1) 優先して採択する事業

- ・安塚区における豊かな地域資源を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、安塚区の地域活動資金については地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。

- ①行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、又は住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
- ②地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の活性化に資する事業
- ③過疎対策、少子高齢化対策に資する事業
- ④中山間地域の活性化に資する事業
- ⑤克雪・利雪・親雪に資する事業
- ⑥良好な景観づくりに資する事業
- ⑦ごみの分別・リサイクル推進、環境保全に資する事業
- ⑧防災力の強化、自主防災組織等の活性化に資する事業
- ⑨安全安心のまちづくりに資する事業
- ⑩教育・文化・スポーツの振興に資する事業
- ⑪上記のほか、安塚区の喫緊の課題解決、活力の向上に資する事業

### (2) その他の事業

- ・優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。

## (2) 基本審査・共通審査

- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。
- ・安塚区では共通審査基準の委員全員の平均点が15点に満たない場合は不採択とします。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額に満たない場合は、平均点が15点に満たない事業であっても採択する場合があります。

### 《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li><li>・全市的な方向性と合致しているか。</li><li>・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。</li></ul>
②必要性	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の実情や住民要望に対応したものか。</li><li>・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。</li><li>・緊急性の高い提案事業であるか。</li><li>・ほかの方法で代替できないものであるか。</li></ul>
③実現性	<ul style="list-style-type: none"><li>・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。</li><li>・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li><li>・資金調達の規模や時期に無理はないか。</li></ul>
④参加性	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。</li></ul>
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"><li>・新しい発想が感じられる取組や先進的な取り組みであるか。</li><li>・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。</li><li>・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。</li></ul>

### <ポイント!>

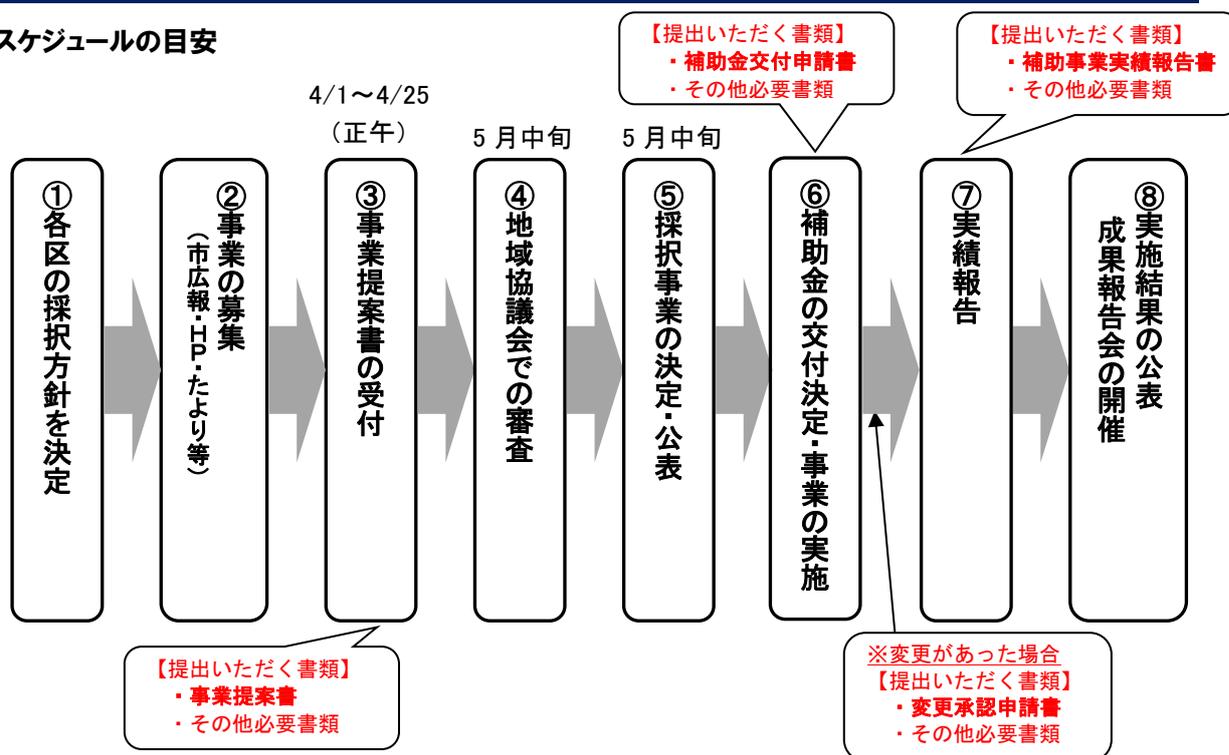
- ・ 地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。各地域自治区の審査に当たっての基本的な考え方は、安塚区総合事務所で御確認ください。

### ■事業の紹介・公表

- ・ 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・ また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめ御了承ください。

### ■フロー図（事業実施の流れ）

#### ※スケジュールの目安



### こちらまで御相談・御応募ください！

安塚区総合事務所 総務・地域振興グループ

電話 025-592-2003

募集期間中、応募・事業提案に係る相談を行います。事業内容や事業提案書等の作成方法など、応募・事業提案に関することなど、お気軽に御相談ください。ただし安塚区で実施する事業に限ります。

※事前に電話予約をお願いいたします。直接おいでになりますと長時間お待ちいただく場合があります。御協力をお願いします。

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細について御確認ください！



上 越 市

自治・市民環境部 自治・地域振興課 (電話 025-526-5111 内線 1584)

【調査1】 令和元年度 採択方針

区名	採択基準	備考
高田区	<p>【高田区の採択方針】 住民自ら主体的に取り組む地域課題の解決に必要な事業のうち次の1～6に掲げる事業を優先的に採択します。</p> <p>～地域活動資金を活用して目指すまちの姿～ 江戸時代に造られた町並みを今に残す城下町高田は、地域の歴史、文化の中心として長く栄えてきたまちです。地域活動資金を活用して、このまちが持つ魅力を引き出し、人と人がふれあい、活気に溢れ、住民が誇りを持って暮らせる地域づくりを目指します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高田市街地がにぎわい、活性化する事業 (例) 空き店舗の活用を推進する事業、人の流れを生み出す事業、活性化のための調査研究に関する事業、学生や子どもたちが主体となって実施する事業</li> <li>2 地域の魅力を高め、観光を振興する事業 (例) 高田公園の魅力を高める事業、まちなか回遊型観光を推進する事業、観光客の満足度を高めるための事業、高田の地域ブランド形成のための商品開発・地域資源の利活用等に関する事業</li> <li>3 人にやさしいまちづくりを進める事業 (例) 高田市街地の居住空間としての機能を高める事業、地域で子育てを応援する事業、高齢者の健康増進を図る事業、高齢者、障害をもつ人等の生活しやすい環境をつくる事業</li> <li>4 歴史・文化の保存・活用に役立つ事業 (例) 城下町高田地区周辺の町並み・景観の整備に関する事業、伝統的な歴史・文化遺産の伝承と発信に関する事業、雁木・町屋の保存と利活用に関する事業</li> <li>5 住民の交流を活発にする事業 (例) 団体間の連携・協力の強化を図る事業、人と人との交流の促進を図る事業、若者が主体的に取り組む事業、地域行事の活性化を図る事業</li> <li>6 上記以外の高田区の重要課題の解決に必要な事業 (例) 新幹線開通後の公共システムに関する調査・研究事業、文化・スポーツの振興に関する事業、住民の安全・安心な生活に必要な事業、自然環境の改善に関する事業</li> </ol> <p>※ 上記1～6に該当しない事業については、優先して採択する事業に当たらないため、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。</p>	<p>【補助率】 10/10以内 ※平成31年度の提案事業が、平成30年度の採択事業と比較して、継続事業と判断され、採択された場合は、補助金希望額から補助金希望額の5%を減額する。</p> <p>【補助金の限度額】 上限：なし 下限：なし</p> <p>【審査基準】 継続事業審査にて、委員の過半数が「該当する」と判断した場合は継続事業。 基本審査にて、採点者の過半数が「不適合」とした場合は不採択。 基本審査で「不適合」とした委員は、当該事業の共通審査項目の採点を行わない。</p> <p>【共通審査基準の記点】 傾斜記点なし 【補助対象外事業の追加】 防犯灯のLED整備及び道路等社会資本の修繕を含む事業は補助対象としない。</p>
新道区	<p>新道区では、自主的審査事項等の協議を通じ、まちの活性化を図ることが当面取り組むべき地域課題として捉えているが、これまで募集してきた新たなまちづくりへの取組や継続・拡充事業も大切であると考えている。</p> <p>そこで、地域住民が自主的・主体的に取り組む事業のうち、地域のふれあい交流やにぎわい創出、世代を超えた人と人との交流などのまちの活性化に結びつく事業をはじめとする、地域の活力向上に役立つ次の事業を優先して採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・子育て支援事業 (例) 高齢者世帯の見守り、世代間交流</li> <li>・交通安全・防災・防犯事業 (例) 安全安心マップの作成・配布、防災訓練、防犯パトロール</li> <li>・生活環境保全事業 (例) 地域のクリーン活動、花壇の整備</li> <li>・健康づくり事業 (例) 健康体操、健康ウォーク、ロードレース、運動会</li> <li>・教育・文化・スポーツ・観光事業 (例) 祭の伝承、スポーツ活動</li> </ul> <p>※優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択する。</p>	<p>【補助率】 10/10以内</p> <p>【補助金の限度額】 上限：なし 下限：5万円</p> <p>【基本審査】 審査する委員の2/3以上が「不適合」と判断した事業は不採択</p> <p>【共通審査基準の記点】 傾斜記点なし</p> <p>【審査の自粛】 委員が提案代表者である場合は、当該事業に係る採点等の審査から除外</p> <p>【補助対象外事業】 町内会館の修繕、既存防犯灯のLED化(新設のみ可) (※ユニフォーム等は提案内容を斟酌し内容を見て判断)</p>
金谷区	<p>金谷区の採択方針</p> <p>豊かな地域資源を活用し、将来を見据え、自然と調和し、地域コミュニティと連帯性を高める「まちづくり」に住民自ら取り組み、住み続けたい地域づくりを進める。</p> <p>このような、地域住民のマンパワーにより自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <p>【優先して採択する事業】</p> <p>【観光振興】 例：観光振興事業／地域住民が掘り起こし、観光資源として活用するまちおこし事業／観光広報・案内事業 【中山間地対策】 例：中山間地における再開発・活性化、地域資源活用、施設の再点検・整備事業／中山間地施設利用者への交通利便性確保事業 【安全・安心】 例：交通安全確保事業／防犯・防災による安全安心なまちづくり事業</p> <p>【施設の利用促進】 例：区内施設の利用促進事業</p> <p>【まちづくり啓発】 例：まちづくりの普及啓発事業 【少子高齢化対策】 例：少子高齢化に対応した介護・子育てへの直接的・間接的応援事業／食育啓蒙事業／高齢者福祉事業／要援護者の把握・連携・対応事業 【農業・地産地消】 例：地産地消の促進事業／農業体験事業</p> <p>【教育文化】 例：教育文化の継承・啓発・振興事業</p> <p>※優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。(その他の事業として採択)</p>	<p>【補助率】 10/10以内</p> <p>【補助金の限度額】 上限：なし ・下限…5万円</p> <p>【審査基準】 ・基本審査にて、採点者の過半数が「不適合」とした場合は不採択。 ・優先採択審査にて、採点者の過半数が「該当しない」とした場合は、「その他の事業」となり、優先採択事業より順位が下位になる。 ・共通審査にて、点数が満点の半数に満たない事業については不採択とする。</p> <p>【共通審査基準の記点】 傾斜記点なし</p>
春日区	<p>地域住民が安心して暮らせる地域づくりを進めるとともに、春日山城跡を中心とした豊かな歴史、文化と自然の宝庫を活かし、保存整備を基本とした観光客を迎える環境整備のため、住民が自主的・主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業</li> <li>○ 地域住民が心豊かで安全安心に暮らせる住みよいまちづくりを進める事業</li> <li>○ 春日区の自然景観と観光資源の整備活用を図る事業</li> <li>○ 観光に関係するイベントの企画、実行や特産品開発などにより、地域力の向上に資する事業</li> <li>○ 関係団体や地域住民の総力をあがけた環境への関心向上のための事業</li> <li>○ 春日山を中心とした地域の自然・里山・歴史等を学ぶ事業</li> <li>○ 芸術・文化・スポーツを通じた活動により、地域の活性化に資する事業</li> <li>○ 地域住民が互いに尊重し理解を深め、繋がりを形成できる事業</li> </ul> <p>(順不同)</p>	<p>【補助率】 10/10以内</p> <p>【補助金の限度額】 上限：なし 下限：5万円</p> <p>【ヒアリング】 実施しない</p> <p>【プレゼンテーション】 希望により実施(プレゼンテーションに参加しない団体は、書面による質問事項の照会あり)</p> <p>【基本審査】 廃止(H26～)</p> <p>【共通審査基準の記点】 傾斜記点なし</p> <p>【その他】 プレゼンテーション前後に、質問事項の意見交換会が各1回あり</p>

<p>諏訪区</p>	<p>(優先して採択する事業)          諏訪区では、豊かな自然環境を活かした新たなまちづくりへの取組とともに、これまで地域で行われてきた取組の継続・拡充等も大切であるため、それぞれの事業を広く募集するとともに、諏訪区のコミュニティを維持していくための事業も募集する。          なお、事業の採択に当たっては、地域住民が自主的・主体的に取り組むことにより、後の地域の活力向上に資するよう、次の項目に該当する事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域振興に関する事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興事業</li> <li>・交通安全・防火防犯事業</li> <li>・教育文化事業</li> <li>・健康・福祉事業</li> <li>・住民福祉向上やコミュニティ基盤強化に関する事業</li> </ul> </li> <li>○諏訪区内への移住(転入)を促進する事業</li> </ul> <p>(その他の事業)          優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択する。</p>	<p>【補助率】          10/10以内          【補助金の限度額】          上限:なし          下限:5万円          【ヒアリング】          全事業を対象に実施する          【基本審査】          審査する委員の3/4以上が「不適合」と判断した事業は不採択          【共通審査基準の配点】          傾斜配点なし          【審査の自粛】          ①地域協議会委員が提案団体の長を務める場合          ②「移住促進諏訪の会」が提案する事業について、地域協議会委員がその役員である場合</p>
<p>津南区</p>	<p>津南区は、豊かな自然環境、歴史的・文化的施設、教育施設などの地域資源を活用する一方、高齢化、少子化といった社会問題に的確に対応することで、暮らしやすい魅力ある地域づくりを目指す必要があることから、以下のテーマに沿った取組を優先的に採択します。          また、共通審査基準の審査に当たっては、恵まれた地域資源を活用することを基本とし、効果が広く地域に波及すること、子どもから大人まで幅広い住民が参加できること、将来にわたって発展することを勘案しますので、提案の際には配慮してください。          なお、この採択方針に該当しない取組は、制度の趣旨や全体のバランス等を考慮して採択します。          (募集するテーマ)          ○子どもを産み育てる環境整備に役立つもの          ○高齢者が安心して暮らせる環境整備に役立つもの          ○住民の健康・福祉増進、子育て、青少年健全育成に役立つもの          ○地域コミュニティ活動の推進が期待できるもの          ○津南区の自然や産業を活かし、地域の活性化が期待できるもの          ○地域の観光・文化施設や史跡などのPRに役立つもの          ○地域の環境保全、景観美化などに役立つもの          ○住民の安全・安心確保が期待できるもの</p>	<p>【補助率】          10/10以内(補助希望額の総額が予算額に満たない場合であっても、審査により減額する場合があります。)          【補助金の限度額】          上限:なし          下限:5万円          【基本審査】          審査する委員の1/2以上が「不適合」と判断した事業は不採択          【共通審査基準の配点】          傾斜配点なし          【審査の自粛】          委員が提案代表者である場合は、当該事業に係る採点等の審査から除外          【その他】          追加募集は実施しない</p>
<p>三郷区</p>	<p>【三郷区の採択方針】          三郷区に暮らす人たちが、世代を超えた人と人との交流を深めながら、愛着を感じられる地域づくり、安全・安心にいきいきと暮らせる地域づくりを進めるために、三郷区の地域活動資金を活用し、住民が自ら主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先して採択します。</p> <p>1 地域活性化に資する事業          [世代間の交流促進を図る事業]、[地域内の各種団体の活動を推進する事業]、          [三郷区の歴史資源の再発見・活用に係る事業]、[特産品や地域資源を創出するための事業]          [路線バスの利用促進に向けた事業]、[農業後継者を育成確保する事業]、[将来を担う若者の交流促進に向けた事業]</p> <p>2 安全・安心な地域づくりに資する事業          [地域防犯・防災活動の充実を図る事業]、[通園・通学の安全を確保するための事業]、          [地域内の危険箇所の排除に関する事業]</p> <p>3 住民の健康と福祉の増進に資する事業          [子育て支援に関する事業]、[子育て当事者同士の交流を促進する事業]、          [住民の健康の増進を図るための事業]、[高齢者支援体制の整備に関する事業]、          [高齢者同士の交流を促進する事業]</p> <p>※ 上記1～3に該当しない事業については、優先して採択する事業には当たらないため、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択します。</p>	<p>【補助率】          10/10以内          【補助金の限度額】          上限:なし          下限:1万円          【審査基準】          基本審査にて、採点者の過半数が「不適合」とした場合は不採択。          優先採択審査にて、採点者の過半数が「該当しない」とした場合は、「その他の事業」となり、優先採択事業より順位が下位になる。          【共通審査基準の配点】          傾斜配点なし</p>
<p>和田区</p>	<p>和田区の採択方針</p> <p>豊かな自然に囲まれた和田区は、北陸新幹線の開業により大きく変化しつつあります。ここで生活する新旧の住民が、連帯感を持ち明るく快適な生活を送るために、また、次代を担う子どもたちが、誇りと愛着を感じられるような魅力と活力ある地域を創造するために、和田区の地域活動資金を活用し、住民が自ら主体的に取り組む事業のうち、先駆的でチャレンジ精神に富んだ次に掲げる事業を優先して採択します。</p> <p>(優先して採択する事業)          ○新幹線開業に伴うまちづくり          新幹線開業に伴う意識高揚を図る事業／上超市の玄関口としての情報を発信する事業／空き家活用・居住促進対策事業／研究組織の立ち上げ事業          ○環境(自然・生活)の保全・活用          持続可能な環境・社会を目指す事業／地域ぐるみ田園景観づくり事業／関川・矢代川の水辺環境整備事業          ○住民自治・交流の促進          住民まちづくり組織の充実事業／新旧住民間の交流促進・連帯意識向上事業          ○農・工・商業の活性化          農・工・商の後継者育成確保事業／農・工・商の地域的産業を振興活性化させる事業          ○少子高齢化対策          少子化対策事業／老人世帯支援体制づくり事業          ○安全・安心対策          子どもたちの安全・安心対策事業／防災体制・住民防災ネットワーク形成事業／通学路歩道整備事業          ○教育・文化・スポーツの振興          伝統行事・文化交流促進事業／地理的・歴史的背景から独自の物語を創作する事業／芸術文化育成事業</p> <p>※上記以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択します。</p>	<p>【補助率】          10/10以内          【補助金の限度額】          ・上限:なし          ・下限:5万円          【審査基準】          ・基本審査にて、採点者の過半数が「不適合」とした場合は不採択。          ・優先採択審査にて、採点者の過半数が「該当しない」とした場合は、「その他の事業」となり、優先採択事業より順位が下位になる。          ・基本審査で「不適合」とした委員は、当該事業の優先採択審査及び共通審査項目の採点を行わない。          【共通審査基準の配点】          傾斜配点なし</p>

高士区	<p>高士区の課題解決と活性化のためには、地域活性化のために新たに取組を立ち上げること、これまで活発に行われてきた取組の継続・発展の両方が必要です。そのため、これから新たに行う取組と、これまで継続的に行われてきた取組のそれぞれを広く募集しますが、より多くの事業提案を促すため、特に新たに行う取組を重視します。</p> <p>なお、採択に当たっては、以下のポイントに沿った取組を優先的に採択します。</p> <p>○これから新たに行う取組 ・取組の効果が、高士区内の特定地域に限らず、他の地域にも波及すること ～過去の採択例～ 小学生の金管楽器・衣装の整備、高士のイメージキャラクター創出、高士小学校の松の木の整備、料理教室、キャンドルイベントの開催、中学生ワークショップの支援 など…</p> <p>○これまで継続的に行われてきた取組 ・取組の効果が、高士区内の特定地域に限らず、他の地域にも波及すること ・これまでの取組を振り返り、やり方を工夫するなど、できる範囲での改善をしていること ～過去の採択例～ 地区体育大会、高齢者の見守り・会食座談会、ふるさと高士まつり、高士地域の歴史調査、とんどよびの開催、岩の原小唄の保存・伝承、お買い物ツアー など…</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【補助金の限度額】 上限：なし 下限：1万円 【基本審査】 審査する委員の3/4以上が「不適合」と判断した事業は不採択 【共通審査基準の配点】 公益性 2倍 参加性 2倍</p>
直江津区	<p>【採択方針】 直江津区住民の生活環境の向上に資する事業のほか、交通の要衝、結節点である直江津区の活性化につながる事業、歴史と文化あふれる直江津区の観光資源を活かす事業とし、事業実施による効果が期待できる事業でソフト事業を優先的に採択する。</p> <p>【優先的に採択する事業の分野】 ○地域振興に資する事業 (例)まちの活性化、各種団体との連携、文化・歴史・観光資源の活用、港や海を活かした事業 等 ○生活環境の向上に資する事業 (例)不法投棄対策、美化活動、循環バスの運行 等 ○人にやさしいまちづくりに資する事業 (例)歩いて暮らせるまち、住民交流の場の充実、健康増進、介護、認知症予防等 ○住民の生涯学習に関する事業 (例)講演会、講習会、各種講座 等 ○安全安心なまちづくりに資する事業 (例)防災・防犯対策、住民の見守り、通学路の安全確保 等 ○教育文化に資する事業 (例)教育環境の充実、子育て支援 等 ○その他 上記に属さないが、直江津区の住みよきにつながる事業で、地域活動支援事業の目的に沿った事業</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【上限・下限】 なし 【ヒアリング】 実施しない ※書面での質疑応答を行う 【審査】 委員の個別採点(公益性を3倍、必要性、実現性、参加性をそれぞれ2倍、発展性を1倍)に基づき、委員の過半数が30点以上としたものを採択する。</p>
有田区	<p>【採択方針】 有田区住民の活性化につながる事業及び住民の生活環境の向上に資する事業で、事業実施による効果が期待できる事業を優先的に採択する。</p> <p>なお、優先的に採択する以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランス、地域の要望等を考慮し採択する。</p> <p>【優先的に採択する事業の分野】 ○地域振興に資する事業 (例)住民交流(世代間交流)事業、各種団体との連携、住民啓発事業 住民交流の場(施設、公園など)の充実 等 ○生活環境の向上に資する事業 (例)環境美化活動、道路沿線のクリーン活動、花いっぱい運動、住環境の充実につながる事業 等 ○安全安心、地域防災の向上に資する事業 (例)安全安心マップ作製・配布、通学路危険箇所の調査・マップ作製、防犯活動(ベスト、帽子、旗等の整備)支援、水害避難訓練 等 ○教育文化・健康に資する事業 (例)教育環境の充実、伝統文化の継承(復活)、スポーツ・レクリエーション事業、健康増進事業 等 ○その他 上記に属さないが、有田区の活性化につながる事業</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【上限・下限】 なし 【ヒアリング】 実施する 【審査】 提案書及びヒアリングの結果を踏まえ協議を行い、過半数の委員が採択すべきとした事業について採択とする。</p>
八千浦区	<p>【採択方針】 区内住民の創意工夫により自主的に取り組み、区の活性化及び区内住民の連携・交流に寄与することができる次の項目に沿って優先的に採択する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>提案される事業は、従来の事業を発展させたものか、新たに取り組む事業とする。</li> <li>事業を実施することにより、地域の活性化と区内住民の生活環境等の向上を図ることが期待できるものとする。</li> </ol> <p>なお、提案された事業が前記項目にそわない場合は、提案された趣旨や区内で実施されている事業の地域バランス、地域要望の状況等を考慮し採択することができ。</p> <p>【優先的に採択する事業の分野】 ○地域の振興 (例)地域資産の有効活用や広報、地域活性化事業、コミュニティの基盤強化に関する事業 等 ○交通安全・防犯・環境の整備 (例)交通安全・防災など住民の安心安全の強化につながる事業や、住環境の向上に関する事業 等 ○教育文化・健康・福祉の充実・振興 等 (例)生涯学習、青少年健全育成活動、伝統文化継承、健康づくり、高齢者・子育て支援など住民の福祉向上につながる事業 等 ○その他 上記に属さないが、八千浦区の活性化につながる事業</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【上限・下限】 なし 【ヒアリング】 実施する 【審査】 提案書及びヒアリングの結果を踏まえ協議を行い、過半数の委員が採択すべきとした事業について採択とする。</p>

保倉区	<p>【採択方針】          ・保倉区住民の生活環境の向上を期待する事業のほか、少子化・高齢化に対応する区の活性化につながる事業、農林水産省の「ため池百選」に選ばれた青野池、白鳥、二貫寺の森などの地域資産を活かす事業、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。          ・優先的に採択する以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランス、地域の要望等を考慮し採択する。</p> <p>【優先的に採択する事業の分野】          ○地域振興事業          (例) 保倉区活性化事業、既存組織との連携、地域資産の有効活用 等          ○少子・高齢化に対応する事業          (例) 子育て支援事業、高齢者健康講座、スポーツ少年団への支援 等          ○生活環境の向上          (例) 花壇・池・水路の整備事業、公園や公民館施設などの充実 等          ○安全安心な地域づくり          (例) 安全マップの作成・配布事業、防災組織の充実、子どもたちの安全確保 等          ○教育文化          (例) 青少年健全育成の推進、伝統文化・技術の継承、地元ボランティアへの支援、教育文化施設などの充実 等          ○その他          上記に属さないが、保倉区の活性化並びに振興につながる事業</p>	<p>【補助率】          10/10以内          【上限・下限】          なし          【ヒアリング】          実施する(事業費20万円以上のみ)          【審査】          提案書及びヒアリングの結果を踏まえ協議を行い、過半数の委員が採択すべきとした事業について採択とする。</p>
北諏訪区	<p>【採択方針】          北諏訪区の活性化につながる事業及び住民の生活環境の向上に資する事業で、事業実施による効果が期待できる事業を優先的に採択する。          なお、優先的に採択する以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランス、地域の要望等を考慮し採択する。</p> <p>【優先して採択する事業の分野】          ○地域振興に資する事業          (例) 地域の魅力づくり、各種団体との連携、住民交流の場の充実、住民交流(世代間交流)事業、住民啓発事業 等          ○生活環境の向上に資する事業          (例) 定住促進、住環境の充実に資する事業 等          ○安全安心、地域防災の向上に資する事業          (例) 自主防災組織の活動支援(ソフト)、消防団員の発掘・確保 等          ○教育文化・健康に資する事業          (例) 教育環境の充実、伝統・文化を継承する事業、スポーツ振興事業 等          ○その他          上記に属さないが、北諏訪区の活性化につながる事業</p>	<p>【補助率】          10/10以内          【上限・下限】          なし          【ヒアリング】          実施する          【審査】          提案書及びヒアリングの結果を踏まえ協議を行い、過半数の委員が採択すべきとした事業について採択とする。</p>
谷浜・桑取区	<p>【採択方針】          ・谷浜・桑取区住民の生活環境の向上を期待する事業のほか、少子化・高齢化に対応する区の活性化につながる事業、谷浜・桑取区の観光資源を活かす事業、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。          ・優先的に採択する以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランス、地域の要望等を考慮し採択する。</p> <p>【優先的に採択する事業の分野】          ○地域振興事業          (例) 谷浜・桑取区(まち)の活性化、既存組織との連携、海岸と温泉を活かした事業、耕作放棄地の復元事業、観光広報・案内事業、中山間地における再開発、自然保護(河川、農業、森林、海岸) 等          ○生活環境の向上          (例) たにはま公園の活用事業、公共交通機関の維持確保・利用促進事業 等          ○安全安心な地域づくり          (例) 防災マップの作成・配布事業、広域自主防災訓練実施事業、高齢者の見守り、子どもたちの安全確保、海岸整備事業 等          ○少子・高齢化に対応する事業          (例) 世代交流事業、高齢者健康講座、子育て支援事業 等          ○教育文化          (例) 青少年健全育成の推進、伝統文化・技術の継承、地元ボランティアへの支援、歴史遺産や観光資源を活用した事業 等          ○その他 上記に属さないが、谷浜・桑取区の活性化につながる事業</p>	<p>【補助率】          10/10以内          【上限・下限】          なし          【ヒアリング】          実施する          【審査】          提案書及びヒアリングの結果を踏まえ協議を行い、過半数の委員が採択すべきとした事業について採択とする。</p>
安塚区	<p>1 優先して採択する事業          安塚区における豊かな地域資源を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、安塚区地域活動資金については地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。          ①行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業          ②地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の活性化に資する事業          ③過疎対策、少子高齢化対策に資する事業          ④中山間地域の活性化に資する事業          ⑤克雷・利雪・親雪に資する事業          ⑥良好な景観づくりに資する事業          ⑦ごみの分別・リサイクル推進、環境保全に資する事業          ⑧防災力の強化、消防団・自主防災組織等の活性化に資する事業          ⑨安全安心のまちづくりに資する事業          ⑩教育・文化・スポーツの振興に資する事業          ⑪上記のほか、安塚区の喫緊の課題解決、活力の向上に資する事業</p> <p>2 その他の事業          優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。</p>	<p>【補助率・補助金額】          ・補助率は原則補助対象経費の100%とする。ただし、採択事業の補助総額が予算を上回る場合や、事業ごとのバランス等の理由により、補助率・補助金額を調整する場合はある。          ・補助金額は1件5万円以上、上限おおむね100万円とし、1万円単位で助成する。          【アセスメント】          ・実施          【審査基準】          ・共通審査基準の委員全員の平均点が15点に満たない場合は不採択とする。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額に満たない場合は、平均点が15点に満たない事業であっても採択する場合はある。          【補助対象外事業】          防犯灯のLED整備事業は補助対象としない。</p>

<p>浦川原区</p>	<p>1 優先して採択する事業 浦川原区の豊かな地域資源を活かし、「住民自らの取り組みによる住み続けたい地域づくり」を進めるため、住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。 ○地域団体等と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む、地域を活性化させる事業 ○日常生活に関する課題に対し、住民同士が支えあって解決する事業 ○少子・高齢化などの地域課題の解決に取り組む事業 ○住民の福祉、健康の充実に取り組む事業 ○安全・安心なまちづくりの実現に取り組む事業 ○青少年の健全育成に取り組む事業 ○文化、歴史をはじめとする地域資源や観光資源を活用した事業 ○他の地域との交流・連携により、交流人口の拡大に取り組む事業</p> <p>2 その他の事業 優先して採択する事業以外の事業は、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮しつつ、公益性を重視して採択する。</p>	<p>【補助率】 設定なし(10/10以内) ※提案の合計額が区の配分額を上回った場合に減額 【補助限度額】 設定なし 【提案事業のプレゼンテーション】 提案者からの事業説明、地域協議会委員からの質問を含め、1提案者につき25分の時間(提案数が多い場合には調整する。)を設け、プレゼンテーションを行う。 【審査方法】 採択方針に基づきプレゼンテーションを受けて委員個人による審査を行い、その後、全体で協議する。 【その他】 地域協議会での審査において参考とするため、提案団体の直近の予算書または決算書(団体の収支が分かるもの)を提出すること。(様式任意)</p>
<p>大島区</p>	<p>《大島区採択方針》</p> <p>1 優先して採択する事業 大島区の中央部を流下する保倉川と、四方を取り巻く山並みが形づくる緑豊かな自然景観の中に、農の文化を伝える祭礼や伝統行事、森林と農業に育まれた多様な地域生態系などが引き継がれ、人々の暮らしと自然が調和した心地よい環境が守り育てられている。 この多様な自然資源と地域に蓄積されてきた知恵や歴史を継承するとともに、時代にふさわしい新しい価値を地域の中からつくり出し、互いを尊重しながら活動できる、開かれた地域づくりを進めるため、次に掲げる事業を優先的に採択する。 ○団体等が主体的に取り組む事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業 ○地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などに資する事業 ○地域振興及び地域づくりを担う人材の育成・確保等に資する事業 ○日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合う体制づくりや解決に資する事業</p> <p>2 その他の事業 優先して採択する事業以外の事業については、上越市地域活動支援事業の趣旨を考慮し、採択する。</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【上限・下限】 上限額概ね100万円(下限なし) 【助成回数】 同一事業は3回まで(平成24年度採択からカウントする) 【プレゼンテーション】 提案者からの説明と質疑応答を実施する。現場のある提案事業は、現地で実施する。 【審査】 提案書及びヒアリングの結果を踏まえ協議を行い、過半数の委員が採択すべきとした事業について採択とする。補助希望額の総額が配分額を超えた場合はそれぞれの交付金額について協議し決定する。</p>
<p>牧区</p>	<p>1 採択方針 (1)牧区に定住する人材の育成又は確保につながり、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を対象とする。 (適用例) ・社会教育の推進や伝統文化の保存継承に寄与する事業 ・雇用の促進に寄与する事業 ・産業振興に寄与する事業 ・健康増進に寄与する事業 ・少子高齢化対策に寄与する事業 ・環境保全に寄与する事業 ・安全・安心活動に寄与する事業 ・生活環境の維持・向上に寄与する事業 ・観光資源の活用や交流拡大に寄与する事業 ・その他上記に属さないが、地域の活性化に寄与する事業 (2)既存事業においては、これまでの懸案事項や問題点を解決するための新しい工夫が追加されていること。工夫が見られないとみなされた場合、不採択あるいは補助額が減額となる場合がある。</p> <p>2 補助率及び補助限度額 (1)補助金額の上限は100万円とし、補助率は100%とする。 (2)補助金額の合計が牧区への配分額を上回った場合は、共通審査基準の採点を基に、傾斜配分により減額する。</p> <p>3 提案事業の審査と決定 (1)牧区地域協議会委員による聞き取り調査を行い、その後の会議(審査会)において審査、採択等を決定する。 (2)採択は「基本審査」、「牧区の採択方針」及び「共通審査基準」それぞれの結果を踏まえ、総合的に判断する。 (3)提案の状況によっては、複数の事業を提案した団体からの採択は「事業とする場合がある。</p>	<p>【審査方法及び採択基準】 ・基本審査項目及び牧区採択方針の審査は、各委員の○×数の合計で適否を決定することとし、委員の半数以上が適合(○)と判断した事業を採択とする。なお、委員が適合しないと判断した事業は、共通審査基準の採点は行わない。 ・共通審査項目は、各項目それぞれ12点(ただし、②必要性は16点)の5項目の合計が64点満点とし、傾斜配分により減額を行う。 ・傾斜配分は各委員の平均点が54点以上は100%、41点以上は90%、28点以上は80%、28点未満は70%を基準とする。 ・共通審査基準の採点後の補助金総額が、牧区への配分額を上回った場合は、傾斜配分後の補助金額に応じて減額する。残額が生じた場合は、傾斜配分後の補助金額に応じて、補助希望額を超えない範囲で加算、または二次募集等について協議する。</p>
<p>柿崎区</p>	<p>柿崎区における地域活動支援事業採択方針 (優先して採択する事業) 第1条 柿崎区は地域資源を生かし活力ある魅力的なまちづくりを推進するため、団体等の自主的、主体的な取組のうち、次に掲げるものを優先的に採択する。 (1)地域の歴史、文化や伝統の保存、活用に資するもの (2)子どもたちの健全育成に資するもの (3)スポーツや体力づくりをとおして住民の健康増進に資するもの (4)特産品の開発等により地域産業の活性化に資するもの (5)観光資源の活用により知名度向上や交流人口の増加に資するもの (6)まちづくりを担う人材育成に資するもの (7)地域の環境美化に資するもの (8)姉妹都市を含む他の地域との交流・連携を推進するもの (9)安全・安心な地域づくりに資するもの (事業の採択等) 第2条 事業は、優先して採択する事業のうち共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、その他の事業について同様に採択することができる。 2 共通審査基準の評点が、柿崎区地域協議会が別に定める基準に満たない事業は、採択しないことができる。 3 共通審査基準の加点は、行わない。 (補助金の額等) 第3条 補助金の額は、補助対象経費に次の各号に掲げる率を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、100万円を限度とする。 (1)従前の補助採択の回数(事業の主たる部分が類似する事業も含む。以下同じ。)が1のもの 10分の9 (2)従前の補助採択の回数が2以上のもの 10分の8 (3)2号以外のもの 10分の10 2 地域協議会が必要と認めるときは、補助金の額を減額することができる。 (追加募集の有無) 第4条 採択の結果、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、地域協議会で追加募集の有無を決定する。ただし、追加募集は1回とする。</p>	<p>柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項 (委員の除斥) 第1 地域協議会委員が役員(会長、副会長)を務める団体が提案した事業については、そのプレゼンテーション及び審査に参加することができない。 (事業の採択基準) 第2 採択方針第2条第2項に規定する柿崎区地域協議会が別に定める基準は、共通審査基準の評点が、15点以上とする。 (共通審査基準の評価等) 第3 事業の内容が、従前の事業と同様の内容であるもの又は財源の振替や確保を図るものとみなされる場合は、共通審査基準の発展性の評価を3点以下とする。 (プレゼンテーションの実施) 第4 提案者に提案内容のプレゼンテーションを求めるものとする。ただし、継続事業に関しては、委員からの要請又は団体から希望があった場合のみ、プレゼンテーションを行う。 (1)1事業当たりの持ち時間は10分以内とし、説明時間を6分以内とする。 (2)プレゼンテーションの参加人数は、1団体につき5人以内とする。 (審査方法) 第5 審査は、提案者によるプレゼンテーション、地域協議会委員による意見交換、委員個人による審査及び全体審査とする。 (1)基本審査及び地域自治区の採択方針の審査は、委員が協議の上、決定する。 なお、「適合しない」と判断した場合、その理由を付して、提案団体へ通知する。 (2)共通審査基準は、各審査項目とも1点から5点の範囲で採点を行う。 (提案変更が提出された場合の取り扱い) 第6 事業の採択決定後、補助金交付申請書提出前に、団体から提案変更があった場合、次のとおり取り扱うものとする。 (1)提案者は、地域協議会に変更内容の説明を行い、委員が協議の上、変更承認の可否を決定する。 (2)(1)においては、団体の役員(会長、副会長)である委員は除斥とする。 (成果報告) 第7 年度末までに事業実施者から事業の成果報告を求めるものとする。</p>

大潟区	<p>自然をいかし、いのちを活かす、心なごむ潮さのまちづくりを目的に、地域独自の資源や住民活動を活かし、住民自らが地域の課題解決や活力ある地域づくりを目指す取り組みを推進するため、提案者が自主的、主体的に取り組み事業のうち、次に掲げる事業を優先して採択する。</p> <p>■優先して採択する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉や健康を充実させるための事業</li> <li>・安全安心な地域づくりのための事業</li> <li>・交流人口の拡大等のための事業</li> <li>・地域資源等を活かした事業</li> <li>・文化・スポーツ活動等を振興させるための事業</li> </ul> <p>委員の半数以上が「優先して採択する事業」のいずれかに合致すると判断した場合、「共通審査」の点数の高い事業から順に大潟区の配分額の範囲で採択する。ただし、平均点が12.5点未満は不採択とする。</p> <p>■その他の事業</p> <p>「優先して採択する事業」の採択・補助額決定後、配分額に余力がある場合は、「その他の事業」の「共通審査」の点数の高い事業から順に大潟区の配分額の範囲で採択する。ただし、平均点が12.5点未満は不採択とする。平均12.5点以上15点未満は、協議のうえ、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して協議のうえ決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成回数：同一事業は3回まで(平成22年度採択からの助成回数)</li> <li>・補助率は10/10以内 ※1,000円未満切り捨て</li> <li>・補助金の上限額は設けない</li> <li>・事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助希望額として申請した金額よりも減額して交付決定を行う場合がある。</li> <li>・プレゼンテーションを実施する。</li> </ul>
頭城区	<p>1 採択する事業</p> <p>頭城区における豊かな地域資源を活かし、地域住民が自らの取り組みにより、住み続けたいまちづくりを進める事業で、頭城区の地域活動支援事業を活用し、地域住民が自主的、主体的に取り組み事業とする。</p> <p>2 提案(応募)することができる事業の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域特性を活かしたまちづくり</li> <li>●歴史遺産を活かしたまちづくり事業、特産品等を活かした活性化事業、まちづくり計画の策定事業、まちづくり情報の発信事業、観光ボランティア育成事業、観光ガイドブック作成・配布事業、耕作放棄地地元モデル事業、空き店舗活用事業など</li> <li>●安全安心なまちづくり</li> <li>●自主防災訓練等の事業、防犯マップの作成・配布事業、安全・安心講演会事業 など</li> <li>●景観形成・生活環境の向上</li> <li>●自然公園・里山の環境整備・保全事業、河川・湖沼の周辺美化・水質保全事業 など</li> <li>●健康・福祉の充実</li> <li>●健康講座・健康ウォーク等の事業、高齢者世帯の見守り活動事業、子育て支援事業 など</li> <li>●教育・文化・スポーツ活動の振興</li> <li>●青少年育成事業、文化(生涯学習)振興事業、スポーツ(生涯スポーツ)振興事業、郷土史学習事業、伝統文化・技能の保存・伝承事業 など</li> <li>●その他</li> </ul> <p>上記のほか地域活動支援事業の目的に合致する事業</p> <p>3 採択順位</p> <p>共通審査の傾斜配分後の点数の高い順とする。ただし、傾斜配分前の点数合計が10点以下は不採択とする。</p>	<p>【補助率】</p> <p>10/10以内(補助希望額の総額が予算額に満たない場合であっても、審査により減額する場合がある。)</p> <p>【補助金の限度額】</p> <p>上限：なし</p> <p>下限：5万円</p> <p>【プレゼン】</p> <p>実施する</p>
吉川区	<p>吉川区における豊かな地域資源を生かし、いつまでも住み続けたいと思う地域づくりを推進するため、住民自ら自主的・主体的に取り組み事業について、上超市地域活動支援事業の補助採択にあたり吉川区の採択方針を定める。</p> <p>1 採択する事業の分野等</p> <p>(1) 吉川区では、下記に掲げる提案事業を採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域づくり活動に際し、各種団体と住民の協働や住民主体により行われる取り組みであって、より協働性が高く地域の活性化に資する事業</li> <li>●生活・生産基盤に必要な環境整備に資する事業</li> <li>●地域文化を守り育て、賑わいを創出する事業</li> <li>●子育て支援、青少年育成、福祉の充実など支えあいの心を育む事業</li> <li>●地域づくりを担う人材育成に資する事業</li> </ul> <p>(2) 国、県、市、その他の団体が設置した他の補助制度の要件に合致する事業は採択しない。但し、地域協議会が必要と認めた場合は採択することができる。</p> <p>(3) 同一団体による同様の事業は、連続した3年を限度とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合は、これを超過して採択することができる。</p> <p>(4) 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした事業は採択しない。但し、活動を行うために必要不可欠と地域協議会が認めたものは、採択することができる。</p> <p>2 補助額の上限</p> <p>補助額の上限は70万円とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3 補助率</p> <p>補助率は、原則として補助対象経費の100%とする。</p> <p>4 採択審査</p> <p>(1) 提案の詳細を把握するため、審査前に提案者によるプレゼンテーションを行う。(2) 必要に応じて、審査前に全委員による現地視察を行う。(3) 審査は全委員による採点を行い、順位を決定する。(4) 全委員による採点で得られた平均点が25点満点中の13点に満たない事業は、不採択とする。(5) 全委員による採点の平均点が高いものから順に区の配分額(以下「配分額」という。)までの範囲で採択する。累計提案額が配分額を超える時は、配分額の残額を限度として採択できるものとする。その際、辞退の申し出があれば、次の順位を得た事業を繰り上げて採択することができる。</p> <p>5 提案団体の代表者である委員の取扱い</p> <p>提案団体の代表者である委員は、採点に加わることができない。但し、協議に参加することを除外するものではない。</p> <p>6 追加募集の実施</p> <p>採択した事業の提案額の総額が配分額に満たない場合は、必要により追加募集を行う。</p>	<p>【補助率】</p> <p>10/10以内</p> <p>【上限・下限】</p> <p>上限：100万円</p> <p>下限：1万円</p> <p>【審査】</p> <p>①基本審査</p> <p>過半数の委員が「適合しない」とした事業は不採択</p> <p>②共通審査基準</p> <p>5項目の審査項目について、全委員の平均を得点とする。</p> <p>【共通審査基準の配点について】</p> <p>傾斜配点を実施</p> <p>※発展性のみ10点、それ以外の4項目は5点とし、30点満点中10点以上を採択とする。</p> <p>【プレゼンテーションについて】</p> <p>全事業を対象にプレゼンテーションを実施</p> <p>【ポイント】</p> <p>その事業が広く地域に還元されるような事業、発展・継続するような事業の提案を募集する。</p>
中郷区	<p>天恵に浴する豊かな自然や太古縄文時代から先人がこの舞台で培った歴史と文化を活かし、住民自らの取組みにより住み続けたい地域づくりを進めるため、町内会やコミュニティ組織、各種団体等が自主的・主体的に取り組み次に掲げる事業を採択します。</p> <p>1 基本的な観点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎自治の実効性を高めようとするもの</li> <li>◎公共的な目的を果たすために、協働性があるもの</li> </ul> <p>2 優先する分野</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎未来を担う人づくりに関する分野</li> <li>(生涯学習の推進、文化・スポーツ活動の振興、若者の地域づくりへの参画、男女協働参画社会の実現など)</li> <li>◎支え合う福祉に関する分野</li> <li>(喜びを分かち合える子育て活動、健康を促す活動、高齢者の見守り・張り合い・やりがい、生きがい活動など)</li> <li>◎生活を育む産業に関する分野</li> <li>(魅力ある生活を実現する農林業等の振興、商業や観光振興、地域資源を活用した特産品の開発など)</li> <li>◎四季の自然との共生に関する分野</li> <li>(克雪コミュニティ育成、環境美化や自然環境の保全など)</li> <li>◎地域力を高めるコミュニティネットワークに関する分野</li> <li>(地域間・異世代間・異種間等の交流、近所付き合いの推進、生活交通ネットワークなど)</li> <li>◎各分野を横断する相乗効果のたはらく事業</li> </ul> <p>3 その他の事業</p> <p>その他の事業については、審査基準と照らし合わせ、提案内容を精査し採択します。なお、防犯灯のLED化事業は対象外とします。</p> <p>4 補助率及び補助金</p> <p>公共性のある多くの提案がされるよう、次のとおり補助率、補助限度額を設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 10/10以内</li> <li>・補助金 下限 1万円 上限 100万円</li> </ul> <p>ただし、単年度での事業実施が必要不可欠と認められる場合に限り、100万円を超える補助金額とすることができ</p>	<p>【補助率】</p> <p>10/10以内</p> <p>【上限・下限】</p> <p>上限：100万円</p> <p>下限：1万円</p> <p>【審査】</p> <p>①基本審査</p> <p>過半数の委員が「適合しない」とした事業は不採択</p> <p>②共通審査基準</p> <p>5項目の審査項目について、全委員の平均を得点とする。</p> <p>【共通審査基準の配点について】</p> <p>傾斜配点を実施</p> <p>※発展性のみ10点、それ以外の4項目は5点とし、30点満点中10点以上を採択とする。</p> <p>【プレゼンテーションについて】</p> <p>全事業を対象にプレゼンテーションを実施</p> <p>【ポイント】</p> <p>その事業が広く地域に還元されるような事業、発展・継続するような事業の提案を募集する。</p>

<p>板倉区</p>	<p>《優先して採択すべき事業》 板倉区の特長・資源と交通上の立地の優位性を生かし、内外の交流を促進することにより地域の活力を高めることを目標に、地域住民が自主的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択すべき事業とする。 ①板倉区の魅力を発信する事業 キャッチフレーズの作成や、インターネットの活用等により板倉区の歴史・文化・特産物の情報を広く発信する事業 (例)・ホームページを構築し地域やイベントを紹介する事業 ・ガイドブックを作成し、観光スポットを紹介する事業 ②板倉区の歴史・文化を伝承する事業 板倉区の歴史・文化の保存や伝統行事を復活させる事業 (例)・伝統文化である神楽や踊りを保存・継承する事業 ・地域に伝わる昔話を紙芝居にし、上演する事業 ③板倉区の新たな価値を創り出す事業 板倉区の特長な資源を観光や産業振興に結びつける事業 (例)・地域の観光資源を整備し、説明員を育成して観光客を呼び込む事業 ・区内にある貴重な資源(自然・物)を活かし、体験やイベントを行う事業 ・観光振興のための研究会を開催する事業 ④地域や世代をつなぐ事業 複数の地域・団体間の交流や、子供から高齢者までの世代間交流を促進する事業 (例)・まちづくりのためのフォーラムを開催する事業 ・複数の団体と協力し地域おこしのイベントを開催する事業 ⑤地域課題を解消する事業 地域の課題を把握し、住民の不安や悩みを取り除く事業 (例)・高齢者に買い物物の楽しさを提供し、高齢者が社会から孤立することを防ぎ、いきいきとした生活を送るために買い物ツアーを行う事業</p> <p>《その他の事業》 優先して採択すべき事業以外の事業で、地域の課題解決や活力向上に資すると認められる場合は採択すべき事業とする。</p>	<p>《その他考慮すべき事項》 ①過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合、3回目以降は、地域協議会で事業の必要性・発展性について、十分確認・審査し、採択の可否を判断する。 ②複数年度に及ぶ事業は、申請時に提案書に長期計画であることが明記されていれば、採択回数は限定しないこととする。 ③備品(※)については、備品購入が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、それらを利用して住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入経費を削減できない理由や、償却期間までの活用予定、管理体制等を確認する。 (※)備品とは、耐久年数が1年以上で、長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるものをいう。1回限りで使い切るまたは使うにつれ量が減る文房具や紙類等の消耗品と区別する。 ④工事や修繕については、工事等の実施が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、工事等が住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。</p>
<p>清里区</p>	<p>【採択方針】 清里区の地域課題の解決や地域の活性化に取り組む活動を支援します。 「私たちの地域を、もっと住みやすくする」ために、地域住民等が自主的・主体的に取り組む、新規性・発展性のある事業を優先して採択します。</p> <p>1 地域活動支援事業の目的 身近な地域における課題解決や地域の活力向上に向け、住民の自発的・主体的な地域活動を推進する。</p> <p>2 優先して採択する事業 (1) 地域の健康福祉・青少年の健全育成を図る事業 (2) 地域の歴史文化・スポーツ活動を図る事業 (3) 地域の環境改善・景観づくり、自然環境保全を図る事業 (4) 地域の資源を活かした地域振興及び地域を担う人づくりを図る事業 (5) 地域の安全・安心を図る事業</p> <p>3 その他の事業 優先して採択する事業以外に、地域の課題を主体的に捉え、広く地域の活性化につながる事業</p>	<p>【運用方法】 1 補助率・補助限度額等 (1) 補助率は、補助対象経費の100/100以内とし、審査の結果、申請金額の減額や補助率を引き下げる場合がある。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入費用を削減できない理由や後年度の活用予定、管理体制を明確にした任意の書類を申請時に添付する。 (2) 補助金額は1件5万円以上とする。ただし、千円未満を切り捨てた額とする。</p> <p>2 事前相談期間(予定) 平成31年3月1日(金)から3月31日(日)※相談日時の事前連絡</p> <p>3 募集期間(予定) 平成31年4月1日(月)から4月26日(金)※提案書提出日時の事前連絡</p> <p>4 審査方法及び採択基準等 (1) 書類審査のほか、プレゼンテーションを原則として行う。 (2) 基本審査、採択方針の審査は、地域活動支援事業の目的、清里区の採択方針それぞれについて、審査する委員の過半数が「不適合」とした場合は不採択とする。 (3) 共通審査基準は、各項目それぞれ5点満点とし、傾斜配点はしない。 (4) 共通審査基準を審査する委員全員の採点の平均点が15点未満の場合は不採択とし、補助金の上限額については、15点が90/100、16点が92/100、17点が94/100、18点が96/100、19点が98/100、20点以上が100/100の補助率を補助金希望額に乗じた額とする。 (5) 採択すべき事業及び補助金額は、共通審査基準の採点の高いものから順に採択する。</p>
<p>三和区</p>	<p>1 優先して採択する事業 三和区の魅力は、表情豊かな里山と田園風景である。これら自然を守りつつ、自然と共生し、さらに歴史・文化などの資源を活用しながら生活の利便性、快適性をさらに向上させ、住民自らの取組により、一人ひとりが生き生きと生活し、今後とも終の棲家として実感できる地域づくりを進めることが当三和区の重要課題と言える。 したがって、三和区に配分される地域活動資金については、こうした地域住民が自主的・主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。 ① 地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取組む地域づくりなど「地域活性化事業」 ② 子どもから高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらうための「安全・安心サポート事業」 ③ 地域農業の発展に資する担い手の育成や、地域農業資源を活用し新たな価値を創出する「地域農業振興事業」 ④ 自然・環境・文化財など後世に残すべき「歴史的資産の保全・保存事業」 ⑤ 子どもから高齢者までの広範囲にわたる「健全育成または健康増進事業」 ⑥ 地域自治を担う「人材を養成・確保する事業」</p> <p>2 その他の事業 優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。</p> <p>3 次の事業については、補助の対象としない。 防犯灯・外灯等のLED化事業</p>	<p>【補助率】 10/10以内 ・補助率は原則100%とするが、事業内容や審査の結果により、補助金の減額や補助率を調整する場合がある。 ・同一事業は3回目から8/10以内とする。(平成31年度採択からカウントする) 【補助金額】 上限:150万円 下限:1万円 【ヒアリング等】 ・プレゼンテーションを含めたヒアリングを実施する。 ・必要に応じて現地確認を行うことができる。 【審査】 ・共通審査項目に各5点を配点し、25点満点のうち、採択ライン(下限点数)を13点とする。 ・採択方針に適合する事業を優先する。 ・点数の上位の事業から配分額までの範囲で採択する。ボーダーライン上にある事業は、補助率に関わらず配分額までの額を補助額として採択することができる。ただし、辞退があった場合は、次の提案事業を繰り上げて採択することができる。 ・また、ボーダーライン上の事業及びその下位の順位で採択ラインに達している事業について、事業内容等を勘案し全体協議を経て、補助金額等を調整し採択することができる。</p>
<p>名立区</p>	<p>●採択方針 名立区の地域特性・地域資源である豊かな自然の恵み(不動山～名立川～日本海のラインを縦軸とし、その周辺に広がる豊かな自然)をいかし、名立区の目指す将来像である「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」に向けて、地域住民が自主的・主体的に取り組む事業を採択する。 &lt;地域特性・地域資源の視点&gt; 「地域特性・地域資源」とは、自然環境にとどまらず、歴史文化、教育、産業、交通など、名立区の有する地域の特徴や魅力全体を指すものであり、そうしたものをいかす事業として下記の事業区分にあるような取組が挙げられる。</p> <p>◇事業区分◇ 1.地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業 2.景観形成、生活環境の向上事業 3.安全・安心な地域づくり事業 4.健康・福祉の充実事業 5.教育・文化・スポーツ活動の振興事業 6.自然環境保全事業 7.地域特性、地域資源をいかした観光振興事業 8.地域間等の交流事業 9.その他、名立区の活性化につながる事業</p>	<p>【補助率】 ・原則的に補助対象事業費の100%とする。 【補助金額】 ・下限は5万円、上限を100万円とし、千円単位で交付する(千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)。 【採択基準点】 ・審査員の全体の採点の平均点が30点(50点満点)を上回るものとする。 【具体的な審査方法等】 ・調査4に記載</p>

【調査2】 令和元年度 募集期間、周知方法等

区名	①募集期間	②土日の対応	③相談会・説明会			④周知方法	
			相談会・説明会日時	相談会・説明会会場	説明会参加者数	地域協議会だより、各区版募集要項の発行日	左記以外での周知方法
高田	4/1~4/19	業務時間外の受付を希望する場合は事前に予約	3月11日 18:30~	高田公園オーレンプラザ	30名 一般参加15名 委員12名 事務局3名	・3/1地域協議会だより全戸配布(説明会、事前相談の周知) ・4/1募集要項全世帯配布	
新道	4/1~4/22	業務時間外の受付を希望する場合は事前に予約	3月5日 19:00~	新道地区公民館	22名 一般参加16名 委員3名 事務局3名	・2/15地域協議会だより全戸配布(説明会の周知) ・4/1募集要項全戸配布	
金谷	4/1~5/7	業務時間外の受付を希望する場合は事前に予約	①3月13日 18:30~ ②3月4日 15:30~ (金谷地区振興協議会総会の冒頭で説明)	①福祉交流プラザ第1会議室 ②JAえちご越中央支店 大会議室	①20名(一般参加6名、委員12名、事務局2名) ②総会出席者60名程度、事務局2名	・3/1地域協議会だより全戸配布(説明会、事前相談の周知) ・4/1募集要項全世帯配布	・有線ページング放送(募集期間中週2回程度)
春日	4/1~4/22	業務時間外の受付を希望する場合は事前に予約	3月8日 18:30~	市民プラザ	50名 一般参加31名 事例発表3名 委員13名 事務局3名	・2/15地域協議会だより全戸配布(説明会の周知) ・4/1募集要項全戸配布	
諏訪	4/1~4/22	業務時間外の受付を希望する場合は事前に予約	3月1日 19:30~	諏訪地区公民館	20名 一般参加10名 委員7名 事務局3名	・2/15地域協議会だより全戸配布(説明会の周知) ・4/1募集要項全戸配布	
津有	4/1~4/22	業務時間外の受付を希望する場合は事前に予約	3月4日 19:00~	津有地区公民館	26名 一般参加21名 委員2名 事務局3名	・2/15地域協議会だより全戸配布(説明会の周知) ・4/1募集要項全戸配布	
三郷	4/1~5/7	業務時間外の受付を希望する場合は事前に予約	4月20日 14:00~ (三郷地区町内会長協議会総会の冒頭で説明)	三郷地区公民館	17名 総会出席者:14名 委員:1名 事務局:2名	・3/1地域協議会だより全戸配布(事前相談の周知) ・4/1募集要項全世帯配布	・有線ページング放送(募集期間中週2回程度)
和田	4/1~4/26	業務時間外の受付を希望する場合は事前に予約	3月20日 18:30~	ラーバンセンター	20名 一般参加8名 委員9名 事務局3名	・3/1地域協議会だより全戸配布(説明会、事前相談の周知) ・4/1募集要項全世帯配布	・有線ページング放送(募集期間中週2回程度)
高士	4/1~4/22	業務時間外の受付を希望する場合は事前に予約	3月12日 18:30~	高士地区公民館	16名 一般参加11名 委員2名 事務局3名	・2/15地域協議会だより全戸配布(説明会の周知) ・4/1募集要項全戸配布	
直江津	4/1~4/26	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	3月16日 10:00~ 個別相談は随時	レインボーセンター	一般参加13名 委員6名 事務局3名	・3/1地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	
有田	4/1~5/7	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	3月18日 18:30~ 個別相談は随時	カルチャーセンター	一般参加8名 委員13名 事務局3名	・3/1地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	
八千浦	4/1~5/7	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	3月7日 18:30~ 個別相談は随時	八千浦交流館はまぐみ	一般参加13名 委員9名 事務局3名	・2/15地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	
保倉	4/1~5/10	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	3月15日 18:00~(保倉地区振興協議会との意見交換会の冒頭で説明) 個別相談は随時	保倉地区公民館	一般参加24名 委員12名 事務局3名	・3/1地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	
北諏訪	4/1~5/10	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	3月20日 18:30~ 個別相談は随時	北諏訪地区公民館	一般参加4名 委員10名 事務局3名	・3/1地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	
谷浜・桑取	4/1~4/26	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	3月2日 13:30~ 個別相談は随時	谷浜・桑取地区公民館	一般参加26名 委員9名 事務局3名	・2/15地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	
安塚	4/1~4/25(正午まで)	土・日曜日を除く	①事前相談 随時(3/1~3/29) ②個別相談 随時(4/1~4/25正午) ③活動報告会(3/2)時に説明	①、②安塚総合事務所 ③安塚コミュニティプラザ	①3件 ②1件 333人(地域協議会委員11人、発表者10人、一般参加者12人)	・4/1募集要項全戸配布	・防災行政無線放送による事前相談、募集期間の周知 ・事前相談について、3/1班回覧
浦川原	4/1~4/30	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	①事前相談 随時(3/1~3/31) ②個別相談 随時(4/1~4/30) ※業務時間外の相談を希望する場合は事前に相談 ③説明会 3/3(日)午後1時30分~(成果発表会時に説明)	浦川原区総合事務所	①3件 ②7件 326人(一般参加2名、委員8名、発表者13名、団体関係者2名)	・3/1地域協議会だより事前に相談掲載(全戸配布) ・4/1総合事務所だより募集開始掲載(全戸配布) ・4/1募集要項全戸配布	・防災行政無線により事前相談会、募集期間の周知、募集開始を周知
大島	4/1~4/26	土・日曜日を除く	①事前相談 随時(3/1~3/29) ②個別相談 随時(4/1~4/26) ③説明会 3/13(水)午後6時~(成果発表会時に説明)	①②大島区総合事務所 ③大島就業改善センター	一般参加3名 発表者11名 事務局6名 個別相談5団体	・3/1大島だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	・3/1説明会開催チラシを班回覧 ・防災行政無線放送で周知
牧	4/1(月)~4/19(金)	土・日曜日を除く	①説明会 3/12(火)午後6時30分 ②個別相談 随時	①牧コミュニティプラザ ②牧区総合事務所	①22名 一般参加14名 委員4名 事務局4名 ②15団体(15名)	・3/1地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	・防災行政無線放送で周知
柿崎	4/1~4/19	土・日曜日を除く	①説明会 3/10、3/17、3/24(地域の皆さんと地域協議会委員との懇談会内で実施) ②事前相談3/1~3/29(土・日・祝日を除く)	①柿崎地区公民館、川西分館、黒川分館、下黒川分館、七ヶ地区コミュニティセンター ②柿崎区総合事務所	①60人(5会場合計) ②11人(いずれも市民の人数)	・3/1地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	・防災行政無線放送で周知
大潟	4/1~5/7	土・日曜日を除く	①説明会 2/16(成果報告会で概要説明) ②事前相談 3/11~3/29(土・日・祝日を除く)	①大潟コミュニティプラザ ②大潟区総合事務所	①82人(内訳:委員12、提案団体11、各種団体20、一般1、報道1、事務局7) ②6団体(6人)	・3/15地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	・防災行政無線放送で周知
頭城	4/1(月)~4/19(金)	土・日曜日を除く	・3月8日(地域活動支援事業報告会と同時間帯) ・個別相談 随時	・ユートピアくびき希望館 ・頭城区総合事務所	説明会参加者数:43人 事前相談:2団体	・3/15地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	・防災行政無線で随時周知
吉川	4/1~4/19	土・日曜日を除く	事前相談 随時(3/4~3/29)土日及び休日を除く。	吉川区総合事務所	①事前相談:2団体	・3/1、4/1総合事務所だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	・防災行政無線放送で周知
中郷	4/1(月)~4/26(金)	土・日曜日を除く	事前相談 3/1~3/29(土・日・祝日を除く) ・活動報告会 3/2	中郷区総合事務所	事前相談...1団体 活動報告会...一般参加35名、委員11名、事務局5名 計51名	・3/1総合事務所だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	・防災行政無線により随時周知
板倉	4/1(月)~5/7(火)	土・日曜日を除く	①説明会:3/14(木)平成30年度地域活動支援事業活動報告会 ②事前相談:3/1(金)~随時	①板倉コミュニティプラザ3階 市民ホール ②板倉区総合事務所	①46名(内訳:地域協議会委員13名、事務局5名、提案団体14名、一般14名)②8団体	・3/1地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	・防災行政無線で周知 ・区内の活動団体にDM
清里	4/1(月)~4/26(金)	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	①事前相談会:3/1(金)~3/31(日) ②説明会:3/15(金)午後3時から ※平成30年度地域活動支援事業実績報告会とあわせて実施	①清里区総合事務所 ②清里コミュニティプラザ	①3名 ※期間外:6名 ②2名(内訳:地域協議会委員11名、提案団体10名)	・3/1地域協議会だより全戸配布 ・募集要項清里区版を配布 ・4/1募集要項全戸配布	・防災行政無線放送で周知 ・総合事務所だより3/15で周知
三和	4/1(月)~4/19(金)	土・日曜日を除く	①説明会:3月13日(水)午後6時から(地域活動支援事業活動報告会) ②事前相談 3/1(金)~3/29(金)土・日・祝日を除く(相談受付は随時)	①三和コミュニティプラザ3階 多目的ホール ②三和区総合事務所	①33名(内訳:一般3名、10団体(12名)、委員14名、事務局4名) ②2団体(2名)	・3/1 事前相談案内町内会班回覧 ・3/15 三和区地域協議会だより全戸配布(12名) ・4/1 募集要項全戸配布 ・4/1 区内主要団体募集要項配付	・防災行政無線により随時周知
名立	4/1(月)~4/26(金)	土・日曜日を除く	個別の事前相談 随時	名立区総合事務所	6名	・2/15地域協議会だより取組事例等を掲載し、全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	・3/1区総合事務所だより及び3月中に防災行政無線で事前相談の受付周知 ・4/1区総合事務所だよりで募集周知 ・防災行政無線で随時募集周知 ・4/18町内会長会議で募集周知及び事例発表

【調査3】 令和元年度 上限・下限、補助率等の設定

区	下限	上限	補助率、傾斜配分など	補助対象外	補助回数制限
高田	—	—	補助率10/10以内 ※平成31年度の提案事業が、平成30年度の採択事業と比較して、継続事業と判断され、採択された場合は、補助金希望額から補助金希望額の5%を減額する。	防犯灯のLED整備及び道路等社会資本の修繕を含む事業	なし
新道	5万円	なし	補助率10/10以内、傾斜配分なし	町内会館の修繕、既存防犯灯のLED化（新設は可能）	なし
金谷	5万円	なし	補助率10/10以内 採択した事業の補助金希望額の合計が予算額を上回ったため、採点結果による順位に基づき上位と下位で2.5%ずつ差が出るよう傾斜配分した。	なし	なし
春日	5万円	なし	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
諏訪	5万円	なし	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
津有	5万円	なし	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
三郷	1万円	なし	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
和田	5万円	なし	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
高士	1万円	なし	補助率10/10以内、公益性・参加性2倍	なし	なし
直江津	—	—	補助率10/10以内 公益性を3倍、必要性、実現性、参加性をそれぞれ2倍、発展性を1倍	・提案団体の会員に補助事業の成果に限られる事業 ・地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業	なし
有田	—	—	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
八千浦	—	—	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
保倉	—	—	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
北諏訪	—	—	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
谷浜・桑取	—	—	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
安塚	5万円	おおむね100万円	原則補助率100%（補助率・補助金額を調整する場合あり）、1万円単位	防犯灯のLED整備事業	なし
浦川原	—	—	補助率10/10以内 ※提案の合計額が区の配分額を上回った場合に減額	市類似補助事業の補助要件に合致する事業	なし
大島	—	概ね100万円	・補助率10/10以内 ・事業内容、審査の結果により補助金額等の減額・調整を行う場合がある。	市類似補助事業の補助要件に合致する事業	同一事業は3回まで（平成24年度採択からの助成回数）
牧	—	100万円	・補助率原則100%（ただし、申請額が配分額を超えた場合、共通審査基準の採点を基に、傾斜配分により減額） ・共通審査基準の採点後の補助金総額が、各区への配分額を上回った場合は、傾斜配分後の補助金額に応じて減額する。残額が生じた場合は、傾斜配分後の補助金額に応じて、補助希望額を超えない範囲で加算、または二次募集等について協議する。	なし	なし
柿崎	—	100万円	・補助率 ①従前の補助採択の回数（事業の主たる部分が類似する事業も含む、以下同じ。）が1のもの 10分の9 ②従前の補助採択の回数が2以上のもの 10分の8 ③前2号以外のもの 10分の10	なし	なし
大潟	—	—	・補助率は10/10以内 ※1,000円未満切り捨て ・事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助希望額として申請した金額よりも減額して交付決定を行う場合がある。	防犯灯等のLED化	同一事業は3回まで（平成22年度採択からの助成回数）
頸城	5万円	—	原則補助率100% 傾斜配分あり 補助希望額の総額が予算額に満たない場合であっても、審査により減額する場合がある。	なし	なし
吉川	—	70万円	・補助率は原則として補助対象経費の100% ・事業の審査の結果、採点の平均点が高いものから順に区の配分額までの範囲で採択する。そのため、累計提案額が配分額を超える時は、配分額の残額を限度として採択する場合や、採択できず補助金の交付が行われない場合がある。	・国、県、市、その他の団体が設置した他の補助制度の要件に合致する事業は採択しない。 ・物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした事業は採択しない。 ※上記について、地域協議会が必要と認めた場合は採択することができる。	同一団体による同様の事業は、連続した3年を限度とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合は、これを超えて採択することができる。
中郷	1万円	100万円 例外あり	・補助率 10/10以内 ・防犯灯のLED化事業は平成27年度から対象外。 ・ただし、単年度での事業実施が必要不可欠と認められる場合に限り、100万円を超える補助金額とすることができる。	防犯灯等のLED化	なし
板倉	5万円	100万円	・補助率は補助対象経費に対し、10/10以内とする。 ・単年度での事業実施が必要不可欠と認められる場合に限り、100万円を超える補助金額とすることができる。	《補助対象としない事業》 ・防犯灯のLED整備事業 ・申請団体のみの交流促進に留まる事業 （補助対象としない経費） ・ユニフォームなど特定の個人が継続して使用する備品類。 ・イベントで不特定多数に料理を振る舞う場合等は、受益者負担。	①過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合、3回目以降は、地域協議会で事業の必要性、発展性について、十分確認・審査し、採択の可否を判断する。 ②複数年度に及ぶ事業は、申請時に提案書に長期計画であることが明記されていれば、採択回数は限定しないこととする。
清里	5万円	なし	・補助率は、補助対象経費の100/100以内とし、審査の結果、申請金額の減額や補助率を引き下げる場合がある。 ・共通審査基準は、各項目それぞれ5点満点とし、傾斜配分はしない。 ・共通審査基準を審査する委員全員の平均点が15点未満の場合は不採択とし、補助金の上限額については、15点が90/100、16点が92/100、17点が94/100、18点が96/100、19点が98/100、20点以上が100/100の補助率を補助金希望額に乘じた額とする。 ・採択すべき事業及び補助金額は、共通審査基準の評点の高いものから採択する。	なし	なし
三和	1万円	150万円	・補助率は10/10以内 ・同一事業は3回目から8/10以内 ・事業内容、審査の結果により補助金額等の減額・調整を行う場合がある。 ・13点未満は採択しない。	・防犯灯等のLED化	同一事業は3回目から8/10（平成31年度採択事業からカウントする）
名立	5万円	100万円	・原則補助率100%（千円単位）以内とし、審査の結果、申請金額の減額や条件付きとなる場合がある。 ・全市共通の審査項目と名立区独自の審査項目の合計50点満点中、審査員の全体の平均点が30点を上回る事業を採択する。 ・採択の結果、助成事業の補助金額の合計が名立区の配分額を超える場合は、採択した全事業について委員全体で協議し、補助金額を決定する。	なし	なし

【調査4】 令和元年度 審査方法

		1 基本審査	2 具体的な審査方法について			3 プレゼン・ヒアリングの実施有無			4 提案者(団体の代表者又は個人)が委員であった場合の対応			5 具体的な審査方法
		○:基本審査を実施 ×:基本審査を実施しない	個人審査(採点)を実施	点数化は行わず、挙手等により採択	備考 (その他の方法など)	(書類審査の他)提案者によるプレゼンを実施	(書類審査の他)提案者に対するヒアリングを実施	書類審査のみ	関係する案件の審査に参加	関係する案件の審査に不参加	備考 (不参加の理由など)	
1	高田区	○	○		※平成31年度より「継続事業審査」も追加実施			○	○			<p>提案書の写し等を事前配布。委員は提案書を確認し、質問事項をセンターに送付する。センターは、提案者に質問事項を送付し、回答を得てQ&amp;Aを作成する。委員は、Q&amp;Aを確認し、さらに不明な点があれば、センターに連絡する。センターは、提案者に再質問内容を送付し、回答を得てQ&amp;Aを修正する。</p> <p>委員は、提案書とQ&amp;Aの内容を踏まえて、事業ごとに一枚ずつ用意された審査・採点シートにより、継続事業審査(該当する・該当しない)、基本審査(適合する・しない)と共通審査(採点)を行いセンターに採点シートを提出する。その際、基本審査で「適合しない」とした事業はその理由を付すとともに、次の共通審査は行わない。センターは継続事業審査の結果、継続事業と判断された事業については、補助金希望額から補助金希望額の5%を減額した額を反映したのもを加え、採点結果を集計する。</p> <p>地域協議会は、採択する事業と補助金額を決定する。基本審査で過半数の委員が「適合する」と判断した事業のうち、共通審査の点数が高い順に、予算の範囲内で採択し、次点の事業は満額を補助できないため不採択とする。</p>
2	新道区	○	○							○	審査の公平性を確保するため、該当事業の審査から除外する。	<p>提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認後、協議会で提案事業に関する疑問点の洗い出しを行った後、全事業のヒアリングを実施。委員は提案書とヒアリングの結果を基に自宅で基本審査及び採点を行い、採点票を事務局へ提出。事務局で集計後、全体協議を経て採択決定。</p> <p>【備考】除外する事業:町内会館の修繕、既存防犯灯のLED化(新設のみ可) ※ユニフォーム等は提案内容を斟酌し内容を見て判断</p>
3	金谷区	○	○					○	○			<p>提案書の写し等を事前配布。委員は提案書を確認し、協議会でプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。委員は事業ごとに、提案書、プレゼンテーション及び質疑応答内容を基に、基本審査(適合する・しない)、優先採択審査(該当する・しない)、共通審査(採点)を行い、事務局へ審査シートを提出する。事務局で集計後、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。過半数の委員が基本審査で「適合しない」と判断した事業と、共通審査が満点の半数未満の事業は不採択となる。不採択事業を除き、優先採択事業とその他の事業ごとに共通審査の点数が高い順に順位付けを行い、優先採択事業を高得点順に並べ、その下位にその他の事業を高得点順に並べる。予算の範囲内で事業を採択し、事業の補助額を協議する。</p>
4	春日区	×	○					○	○		当該事業を擁護する発言は自粛する。 協議会委員はプレゼンテーションも自粛する。	<p>①事務局は、提案書の写し(「共通質問」I+IIの回答を含む)を委員に事前配布。 (内容… I:プレゼンテーションに参加するか否かの調べ II:事業を達成するために要する最低限の費目とその額の調べ)</p> <p>②委員は、提案書を確認し、共通質問以外の「個別質問」がある事業については、その内容を事務局に送付する。(1事業につき最大3問)</p> <p>③事務局は、「個別質問」をとりまとめて委員に送付する。</p> <p>④委員は、とりまとめた「個別質問」により、課題の共有と、質問事項の確定を行う。(1事業につき最大5問)(協議会の開催)</p> <p>⑤事務局は、提案者に確定した「個別質問票一覧」を送付する。</p> <p>⑥-1)プレゼンテーションを実施する提案者は、「個別質問」をその場で「口頭で」回答する。なお、事前にお伝えした質問の回答に不明な点がある場合のみ再質問することができる。この場合、委員の中から選出された者が、その質問内容が何うに相応しいか(意見や要望になっていないか)を判断・整理し、許可した質問だけを提案者に回答を求めていく。(協議会の開催)</p> <p>⑥-2)プレゼンテーションに参加しない提案者は、「個別質問」を文書回答し、事務局が集約して委員宛に送付する。</p> <p>⑦委員は、⑥の内容を踏まえて、「意見交換会」を実施する(協議会の開催)</p> <p>⑧委員は自宅等にて、共通審査(採点)を行い、事務局に採点シート及び減額案調整シートを提出する。</p> <p>⑨事務局で集計後、全体協議を経て採択決定。(協議会の開催)</p> <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業提案書に加えて、別紙「共通質問」を合わせて提出してもらう。(上記①関連)</li> <li>・提案内容に質問事項がある場合、委員は「個別質問」を作成する。(上記②関連)</li> <li>・プレゼンテーション参加団体は、その場で口頭回答する。非参加団体は、書面回答。(上記⑤関連)</li> </ul>
5	諏訪区	○	○							○	審査の公平性を確保するため、該当事業の審査から除外する。	<p>提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会で全事業を対象にヒアリングを実施。委員は提案書とヒアリングの結果を基に基本審査及び採点を行う。事務局で集計後、全体協議を経て採択決定。(ヒアリングと審査・採択を同日に行うか否かは、提案件数によって協議会が判断する)</p>

【調査4】 令和元年度 審査方法

		1 基本審査		2 具体的な審査方法について			3 プレゼン・ヒアリングの実施有無			4 提案者(団体の代表者又は個人)が委員であった場合の対応			5 具体的な審査方法
		○:基本審査を実施 ×:基本審査を実施しない	個人審査(採点)を実施	点数化は行わず、挙手等により採択	備考 (その他の方法など)	(書類審査の他)提案者によるプレゼンを実施	(書類審査の他)提案者に対するヒアリングを実施	書類審査のみ	関係する案件の審査に参加	関係する案件の審査に参加	備考 (不参加の理由など)		
6	津有区	○	○							○	地域協議会委員が提案団体の代表者であった場合、審査の公平性を確保するため、該当事業の審査から除外する。	提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認後、協議会でヒアリングを実施する。委員は提案書とヒアリングの結果を基に自宅で基本審査及び採点を行い、採点票を事務局へ提出。事務局で集計後、全体協議を経て採択決定。 (基本審査を不適合とした委員の点数を0点として扱い、審査に参加した委員で平均点を算出する。)	
7	三郷区	○	○				○		○			提案書の写し等を事前配布。委員は提案書を確認し、現地確認が必要とされた事業は各自で現地を確認したうえで、協議会でプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。委員は事業ごとに、提案書、現地確認、プレゼンテーション及び質疑応答内容を基に、先ず基本審査(適合する・しない)を行い、事務局で結果を集計する(過半数の委員が「適合しない」とした事業は優先採択審査と共通審査は行わない)。次に委員は、優先採択審査(該当する・しない)と共通審査(採点)を行い、事務局へ採点シートを提出する。事務局で集計後、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。過半数の委員が基本審査で「適合しない」と判断した事業を除き、優先採択事業とその他の事業ごとに共通審査の点数が高い順に順位付けを行い、優先採択事業を高得点順に並べ、その下位にその他の事業を高得点順に並べる。予算の範囲内で事業を採択し、事業の補助額を協議する。	
8	和田区	○	○				○		○			提案書の写し等を事前配布。委員は提案書を確認し、協議会でプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。委員は事業ごとに、提案書、プレゼンテーション及び質疑応答内容を基に基本審査(適合する・しない)、優先採択審査(該当する・しない)と共通審査(採点)を行い事務局へ採点シートを提出する(共通審査で「適合しない」とした委員は、当該事業については優先採択審査と共通審査は行わない)。事務局で集計後、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。過半数の委員が基本審査で「適合する」と判断した事業のうち、優先採択事業とその他の事業ごとに共通審査の点数が高い順に順位付けを行い、優先採択事業を高得点順に並べ、その下位にその他の事業を高得点順に並べる。予算の範囲内で事業を採択し、事業の補助額を協議する。	
9	高士区	○	○						○			提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認後、協議会でヒアリングを実施(土木工事など場合によっては、必要に応じて現場での説明を求めることとする)。委員は、提案書とヒアリング内容を基に自宅で基本審査及び採点を行い、事務局へ採点票を返送。事務局で集計後、全体協議を経て採択決定。	
10	直江津区	○	○						○	○	公平性を確保するため、提案団体の役員等は該当事業の採点に参加しないこととする。	提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、疑義ある部分について質問票を提出。質問票の回答を受け、委員は、提案書、質問票の回答、全体協議をもとに、採点を行う。事務局へ採点結果を提出。個別採点の採択基準は、50点満点中30点以上とし、委員の過半数が30点以上としたものを採択とする。なお、同数となった場合は全体協議を行い採択を決定する。	
11	有田区	○		○					○			提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会でヒアリング及び質疑応答を実施する。委員は提案書、ヒアリング及び質疑応答の内容をもとに審査を行い、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。	
12	八千浦区	○		○					○			提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会でヒアリング及び質疑応答を実施する。委員は提案書、ヒアリング及び質疑応答の内容をもとに審査を行い、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。	
13	保倉区	○		○					○			提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、事業費が20万円以上の事業についてのみ協議会でヒアリング及び質疑応答を実施する。委員は提案書、ヒアリング及び質疑応答の内容をもとに審査を行い、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。	
14	北諏訪区	○		○					○			提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会でヒアリング及び質疑応答を実施する。委員は提案書、ヒアリング及び質疑応答の内容をもとに審査を行い、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。	
15	谷浜・桑取区	○		○					○			提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会でヒアリング及び質疑応答を実施する。委員は提案書、ヒアリング及び質疑応答の内容をもとに審査を行い、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。	

【調査4】 令和元年度 審査方法

		1 基本審査				2 具体的な審査方法について				3 プレゼン・ヒアリングの実施有無			4 提案者(団体の代表者又は個人)が委員であった場合の対応			5 具体的な審査方法
		○:基本審査を実施 ×:基本審査を実施しない	個人審査(採点)を実施	点数化は行わず、挙手等により採択	備考 (その他の方法など)	(書類審査の他)提案者によるプレゼンを実施	(書類審査の他)提案者に対するヒアリングを実施	書類審査のみ	関係する案件の審査に参加	関係する案件の審査に参加	備考 (不参加の理由など)					
16	安塚区	○	○			○			○			委員が代表者となっている団体等が提案者の場合、当該委員は当該案件の採点には加わらない。	①委員に提案書の写しを事前配布する。 ②提案者によるプレゼンを実施した後、委員は採点し、採点票を事務局に提出する。 ③事務局で集計を行った後、地域協議会で採点結果一覧を参考に採択事業と補助金額等を協議し決定する。共通審査基準の委員全員の平均点が15点に満たない場合は不採択と決めてあるため、これに基づき審査を行う。			
17	浦川原区	○	○			○			○				①委員に提案書を事前送付 ②提案された全ての案件について、提案者によるプレゼンテーションを実施(1案件当たり25分以内、提案数により時間調整)、委員はプレゼンテーションの終了後に会場内にて個人採点し、採点票を事務局に提出 ③事務局で個人採点を集計 ④地域協議会を開催し、個人採点結果一覧を参考に事業効果等を議論のうえ、全体審査を行い、採否決定			
18	大島区	○	○			○				○		・提案団体の代表者が委員である場合、関係する案件の審査及び採点は行わない。	①提案事業一覧表及び提案書の写しを事前配付 ②審査にあたり、提案者の説明(プレゼンテーション)と質疑応答を実施する。なお、現地確認できる提案事業については、現地にてプレゼンテーションを行う。 ③提案事業について、4人1組のグループで検討する。 ④グループ検討の結果を参考にしながら、各委員が個別に採点票に評価結果を記入する。 ⑤総合事務所は記入後の採点票をすべて回収し、評価項目ごとの平均点とその合計点の算出結果等を各委員に提示する。 ⑥地域協議会は算出結果を参考にしながら、総合的に採択すべき事業等について検討し、採否を決定する。			
19	牧区	○	○						○		○		①委員に提案書を事前送付。 ②提案された全ての案件について、ヒアリングを実施。 ③審査票(基本審査項目、牧区採択方針項目)の○×を集計し、それぞれの項目で委員の半数以上の○で事業採択(一次審査)。 ④一次審査で採択された事業について共通審査項目による採点を行い、採点数により傾斜配分(平均54点以上10/10、41点以上9/10、28点以上8/10、28点未満7/10)を行う(二次審査)。 ⑤二次審査の結果、共通審査基準の採点後の補助金総額が、牧区への配分額を上回った場合は、傾斜配分後の補助金額に応じて減額する。残額が生じた場合は、傾斜配分後の補助金額に応じて、補助希望額を超えない範囲で加算、または二次募集等について協議する。 ⑦地域協議会を開催し、事業別採点一覧表等を基に協議し、採択事業、補助金額を決定。			
20	柿崎区	○	○			○				○		柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項 (委員の除斥) 第1 地域協議会委員が役員(会長、副会長)を務める団体が提案した事業については、そのプレゼンテーション及び審査に参加することができない。	①事前に提案書の写しと質問票を委員へ送付する ②地域協議会が基本審査を行い、「適合」「不適合」を判断する ③委員から提出された質問票を取りまとめ、提案団体へ送付する ④提案団体は、質問に対して文書で回答する ⑤提案団体からの回答を取りまとめて、委員へ送付する ⑥地域協議会がプレゼンテーションを実施し、委員による個別採点を行う ⑦委員は採点票を提出し、事務局が集計する ⑧地域協議会が採点結果を基に「採択」「不採択」を決定する			

【調査4】 令和元年度 審査方法

		1 基本審査		2 具体的な審査方法について			3 プレゼン・ヒアリングの実施有無			4 提案者(団体の代表者又は個人)が委員であった場合の対応			5 具体的な審査方法
		○:基本審査を実施 ×:基本審査を実施しない	個人審査(採点)を実施	点数化は行わず、挙手等により採択	備考 (その他の方法など)	(書類審査の他)提案者によるプレゼンを実施	(書類審査の他)提案者に対するヒアリングを実施	書類審査のみ	関係する案件の審査に参加	関係する案件の審査に参加	備考 (不参加の理由など)		
21	大潟区	○	○			○			○			<p>①事前に提案書の写しを委員へ送付(各自内容を確認)</p> <p>②審査員全員で意見交換及び質問の取りまとめ</p> <p>③提案者へ質問事項送付</p> <p>④提案事業ごとにプレゼンを行いながら質問書の回答を確認する。</p> <p>⑤採択方針との適合審査(優先して採択する事業の仕分け)</p> <p>・出席した審査員のうち、1/2以上の審査員が大潟区採択方針に適合していると判断した事業を、「優先して採択する事業」とし、1/2未満の事業は「その他の事業」とする。</p> <p>⑥基本審査(地域活動支援事業の目的との適合)</p> <p>⑦共通審査(採点、集計)</p> <p>・共通審査は、最高と最低の得点で評価した審査員の得点を除外し、残りの審査員の得点で評価する。</p> <p>⑧採択事業・補助額の決定</p> <p>・「優先して採択する事業」の点数の高いものから順に配分額の範囲で、採択事業・補助額を決定する。</p> <p>・「優先して採択する事業」の平均点12.5点未満の事業は不採択とする。</p> <p>・配分額に余力がある場合は、「その他の事業」の点数の高いものから順に配分額の範囲で採択・補助額を決定する。</p> <p>・「その他の事業」の平均点12.5点未満の事業は不採択、平均点12.5点以上15点未満は協議のうえ決定する。</p> <p>・区配分額に達した時点における提案事業は、提案者に補助金交付予定額による事業の実施可否を確認した上で、採択(又は辞退)を決定する。ただし、協議により、他の提案事業の補助率や補助金額を減額することにより調整を図ることを妨げない。</p> <p>・辞退があった場合は、次点の提案事業を繰り上げて採択することができる。</p> <p>⑨採択する事業に関わるその他の協議(結果通知の特記事項に記載)…交付条件</p> <p>※②の委員意見交換は勉強会。</p>	
22	頸城区	○	○			○			○		<p>利害関係者は審査から外れた方がよいという地域協議会からの提案による。</p>	<p>①プレゼンテーション前に、委員へ提案書の写しと質問票を送付する。</p> <p>②委員から質問票の提出を受け、提案者へ質問票を送付し、質問内容を踏まえたプレゼンテーションを依頼。</p> <p>③地域協議会で提案書、プレゼンの内容を基に、基本審査の該当等の事前審査を行う。(必要に応じて勉強会や現地視察を実施)。</p> <p>④各提案事業毎に、「地域活動支援事業の目的と合致しているか」「頸城区地域活動支援事業の採択方針と合致しているか」を会長が全委員に確認し、意見を統一する。(欠席者にはその旨後日伝える)。なお、全員協議会で前記のとおり意見が統一されたことについて、採択時の地域協議会の際に、会長がその旨報告する。</p> <p>⑤その後委員は共通審査で採点し、地域協議会において、傾斜配分の合計点数の上位から配分額の範囲内で提案事業の可否と助成額を決定する(希望額満額の決定にならない場合は、事前に提案者にその旨説明し、承諾を得た場合に採択する)。</p>	
23	吉川区	○	○			○			○		<p>審査方針に「提案団体の代表者である委員は、採点に加わることができない。但し、協議に参加することを除外するものではない。」旨を規定。</p>	<p>①事前に提案書の写しと質問票を委員へ送付する。</p> <p>②委員から提出された質問票を取りまとめ、提案団体へ送付する。</p> <p>③提案団体は、質問に対して文書で回答する。</p> <p>④審査前に地域協議会がプレゼンテーションを実施し、質問の回答を含めた聞き取りを行う。</p> <p>⑤必要に応じて、審査前に全委員による現地視察を行う。</p> <p>⑥提案事業にかかる情報共有(研究)及び委員間での認識の共有(意見交換)を目的に、プレゼンテーションの実施後に勉強会を行う。勉強会において、地域協議会が基本審査にかかる「適合」「不適合」について意見交換を行うが、その結果で各委員の判断や、その後の採点時における零点の判断等を制限するものではない。</p> <p>⑦審査会において全委員による採点を行い、順位を決定する。</p> <p>⑧全委員による採点で得られた平均点が25点満点中の13点に満たない事業は、不採択とする。</p> <p>⑨全委員による採点の平均点が高いものから順に区の配分額までの範囲で採択する。累計提案額が配分額を超える時は、配分額の残額を限度として採択する。</p>	

【調査4】 令和元年度 審査方法

		1 基本審査	2 具体的な審査方法について			3 プレゼン・ヒアリングの実施有無			4 提案者(団体の代表者又は個人)が委員であった場合の対応			5 具体的な審査方法
		○:基本審査を実施 ×:基本審査を実施しない	個人審査(採点)を実施	点数化は行わず、挙手等により採択	備考 (その他の方法など)	(書類審査の他)提案者によるプレゼンを実施	(書類審査の他)提案者に対するヒアリングを実施	書類審査のみ	関係する案件の審査に参加	関係する案件の審査に参加	備考 (不参加の理由など)	
24	中郷区	○	○			○			○			<p>①各委員に提案書の写しを配布。                  ②プレゼンテーションを実施。時間内に質問しきれない場合、提案者に質問を書面で送付し、書面で回答を求める。                  ③質問に対する回答を各委員に配布すると同時に、審査(採点)を行う。                  ④採択事業を決定する地域協議会に審査結果及び採点による順位を委員に提示し、点数・順位に応じて採択するかを決定していく。                  ※配分額を上回っている場合は採否等に関して別途協議する                  ※なお、今年度については、配分額が大幅に上回ったため、②の時点で各団体に減額した場合の事業実施の可否についてもあわせて質問し、回答を得た。</p>
25	板倉区	×	○			○	○		○	<p>利害関係者は審査から外れたほうがよいという地域協議会からの提案による。(委員が代表者・担当者の場合)</p>		<p>(1)事務局による事業説明                  ・提案事業一覧及び提案書                  ・現地確認</p> <p>(2)提案者によるプレゼン</p> <p>(3)提案者へのヒアリング                  ・提案者へ質問・回答</p> <p>(4)採点票の記入                  ・各委員(無記名)は、評価結果を採点票に記入する。                  ・採択方針との整合については、提案された事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のどの項目に該当するか、いずれか1つに○印を記入する。                  ・共通審査基準については、各審査項目に5点を配点し、1事業当たり25点満点とする。ただし、「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点は行わない。                  ・各項目を5段階評価し、0点は付けない。                  ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者場合は、提案事業の審査はできない。</p> <p>(5)採点票の回収、採点結果一覧の作成                  ・総合事務所は、共通審査基準の各審査項目の平均点と、その合計の算出等を行う。                  ・板倉区の採択方針との整合及び共通審査基準の合計が高い順に申請事業を並べ替えた一覧を作成する。</p> <p>(6)採択すべき事業、採択すべきでない事業についての協議                  ①板倉区の採択方針との整合の審査                  ・委員の過半数が「優先して採択すべき事業」と判断した事業は「優先して採択すべき事業」とする。                  ・委員の過半数が「その他の事業」と判断した事業は「その他の事業」とする。                  ・委員の過半数が「採択すべきでない事業」と判断した事業は「採択すべきでない事業」とする。                  ・「優先して採択すべき事業」と「その他の事業」がともに過半数で同数だった場合は「優先して採択すべき事業」とする。                  ・「優先して採択すべき事業」と「採択すべきでない事業」がともに過半数で同数だった場合は「優先して採択すべき事業」とする。                  ・「その他の事業」と「採択すべきでない事業」がともに過半数で同数だった場合は「その他の事業」とする。                  ・どの項目も過半数に達しなかった場合、「優先して採択すべき事業」と「その他の事業」の合計が過半数に達する場合は「その他の事業」とする。                  ②共通審査項目の最低基準の設定                  ・各審査項目の平均点の合計が10点以下の事業は、「採択すべきでない事業」とする。</p> <p>(7)採択すべき事業の選定及び助成金額の確認                  ・「優先して採択すべき事業」は、得点が上位の事業から採択すべき事業とする。                  ・「優先して採択すべき事業」は、内容を精査し採択額を決定するが、採択額は補助金希望額とならない場合がある。                  ・採択額は今年度の板倉区配分額の範囲で決定する。                  ・配分額に余りがある場合に限り、「その他の事業」の得点が上位の事業から採択すべき事業とする。                  ・1次募集事業の審査終了後、配分額に5万円以上の残額がある場合は1回の追加募集を行う。</p>

【調査4】 令和元年度 審査方法

		1 基本審査		2 具体的な審査方法について			3 プレゼン・ヒアリングの実施有無			4 提案者(団体の代表者又は個人)が委員であった場合の対応			5 具体的な審査方法
		○:基本審査を実施 ×:基本審査を実施しない	個人審査(採点)を実施	点数化は行わず、挙手等により採択	備考 (その他の方法など)	(書類審査の他)提案者によるプレゼンを実施	(書類審査の他)提案者に対するヒアリングを実施	書類審査のみ	関係する案件の審査に参加	関係する案件の審査に参加	備考 (不参加の理由など)		
26	清里区	○	○			○	○			○		<p>①委員に提案書の写しを事前配布する。 ②提案者によるプレゼン、ヒアリングを実施した後、委員は基本審査及び採点し(自宅に持ち帰っても可)、採点票を事務局に提出する。 ③事務局で集計を行い、共通審査基準の委員全員の平均点が15点に満たない場合は不採択とする。また、平成31年度からは補助金の上限額を、15点が90/100、16点が92/100、17点が94/100、18点が96/100、19点が98/100、20点以上が100/100の補助率を補助金希望額に乗じた額とし、評点により補助率に差異を設けることとした。 ④補助金総額が清里区の配分額を上回った場合は、審査の結果一番評点の低かった事業の補助額を減額する。また、配分額に残額が生じた場合は、二次募集を実施するかどうか地域協議会で協議して決定する。</p>	
27	三和区	○	○			○	○			○	<p>委員が代表者となっている団体等が提案者の場合、当該委員は当該案件の審査、協議、採点には加わらない。 ※委員が提案事業に関わっている場合、審査等に加わるかどうかは当該委員の自主判断による。 (地域協議会での協議により決定)</p>	<p>①提案書の写しを事前配付する。 ②委員は質問があるときは事務局に報告する。 ③事務局は委員からの質問事項を取りまとめ提案者に送付する。 ④プレゼンテーション・ヒアリングを行う。 ⑤地域協議会において審査(個人採点)を行い集計する。審査結果一覧に基づき、下限点数以上の事業のうち、採択方針に適合する事業を優先し、得点上位者から順次予算配分額に達するまで採択する。予算額を超えることとなったボーダーライン上の事業は予算額の残額を補助額とする。ただし、辞退があったときは次点の提案事業を繰り上げて採択する。 (ボーダーライン上の事業及びその下位の事業で採択ラインに達している事業について、事業内容等を勘案し全体協議を経て、補助金額等を調整し採択する場合がある。) ⑥採択の可否決定後に採択条件や不採択理由など、提案者に伝える事項がある場合は、具体的な内容について、委員全体で協議する。</p>	
28	名立区	×	○			○				○	<p>※提案書提出時に、事務局が基本審査を行った上で受け付ける。 ①委員に提案書の写しを事前配付する。 ②委員は疑義や不明な点等があるときは事務局に報告する。 ③事務局は委員からの質問事項を取りまとめ提案者に送付する。 ④審査にあたり、必要に応じて提案者の説明(プレゼンテーション)を実施し、提案者との質疑応答の後、採点を行うものとする。 ・提案者による事業説明は5分以内、説明後の質疑応答は5分以内とする。 ・提案された事業内容の採択にあたり、条件を付けたり、補助金を減額する場合があることを提案者に事前に説明し、了解を求める。 ・全市共通の審査項目と名立区独自の審査項目の合計50点満点の採点を行う。 ・提案書を受け付ける段階で、地域活動支援事業の目的と合致しているか確認していることから、基本審査は行わない。(平成29年度から廃止。) ⑤審査委員全体の平均点が30点を上回るものを採択とし、提案事業の補助希望額が予算額を超える場合は、地域協議会において予算の範囲内になるよう調整する。 ⑥採点後にそれぞれの提案事業ごとに委員全体で協議し、点数を確定させて採択等を決定する。また、採択の可否決定後に採択条件や不採択理由など、提案者に伝える事項がある場合は、具体的な内容について、委員全体で協議する。 ⑦提案事業の補助希望額が名立区の配分額を超える場合は、採択した事業について委員全体で協議し、補助金額を決定する。</p>		

令和2年1月21日(火)

安塚区

時間外受付説明会資料

## 総合事務所の時間外受付の見直し概要等について

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課  
安塚区総合事務所

令和2年4月から、総合事務所の時間外受付の見直しを次のとおり予定しています。

## 1 見直し概要について

## (1) 時間外受付を開設する総合事務所について

- 時間外受付（平日 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分まで、及び土日・祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とします。

※ 10 区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直（宿直・日直）を配置しないものとします。

## (2) 時間外における戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する 3 か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の皆さんがお住まいの区にかかわらず、これまでどおり手続きができます。

## (3) 時間外における総合事務所宛ての電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合、その電話は時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎に自動転送し、転送先の当直が対応します。

## &lt; 電話転送先 &gt;

- |               |   |              |
|---------------|---|--------------|
| ○安塚区及び大島区     | ⇒ | 浦川原区総合事務所に転送 |
| ○大潟区及び吉川区     | ⇒ | 柿崎区総合事務所に転送  |
| ○牧区、中郷区及び清里区  | ⇒ | 板倉区総合事務所に転送  |
| ○頸城区、三和区及び名立区 | ⇒ | 木田庁舎に転送      |

## (4) 時間外における防災行政無線の放送について

- 災害に関する避難情報の発令等については、職員がこれまでどおり放送します。
- これまで職員の指示に基づき当直が対応してきた、もしくは登庁した職員が直接対応してきた火災や停電の発生、クマ目撃等については、当該情報の覚知後、登庁した職員が放送します。

※ 消防団の出動については、これまでどおり、団員に電子メールで出動命令が通知され、必要に応じて団員間で連絡を取りながら現場に参集します。

※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認いただけます。

登録をご希望の方は、市のホームページ（トップページ中の「上越市安全メールの登録方法」）や総合事務所の窓口での手続きをぜひご検討ください。

（参考）「安全メール」でお知らせする内容

※配信を希望する情報を選ぶことができます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 防犯情報（不審者情報・事件情報）</li><li>② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）</li><li>③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問</li><li>④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）</li><li>⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等）</li></ul> |
|--|

#### （5）時間外における施設の防犯対策について

○ 閉館（閉庁）後で職員等が不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。

#### （参考）コミュニティプラザのご利用について

○ コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で、ご利用いただけます。（開館時間：午前8時30分から午後10時まで）

※ コミュニティプラザには、利用受付等を担う管理人を1人配置します。

## 2 今後の主な予定について

令和2年1～2月 13区での住民説明会の開催  
機械警備導入に向けた契約事務

3月 時間外受付の見直しに関する広報等でのお知らせ  
機械警備導入に向けた工事

4月1日～ 見直し後の体制での時間外受付を開始